

第 105 回岩手県環境影響評価技術審査会

日時 令和 6 年 1 月 18 日（木） 9 : 45～11 : 45

場所 岩手県民会館 4階 第 2 会議室

次 第

1 開会

2 議事

盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書について（資料No.1-1～1-6）

3 その他

- (1) 陸上風力発電所に係る環境影響評価の課題と対応について（協議）
- (2) 第 2 種事業の判定に係る課題と対応の方向について（協議）
- (3) 環境影響評価手続の実施状況等について（報告）

4 閉会

【配付資料】

- No.1-1：盛岡築川風力発電事業に係る環境影響評価手続状況
- No.1-2：盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書に対する市町村長意見
- No.1-3：盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解
- No.1-4：盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答
- No.1-5：盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答別紙
- No.1-6：盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書に対する委員等事前質問・意見及び事業者回答補足資料
- No.2-1：陸上風力発電所に係る環境影響評価の課題と対応について
- No.2-2：第 2 種事業の判定に係る課題と対応の方向について
- No.2-3：環境影響評価手続の実施状況等について

第105回岩手県環境影響評価技術審査会 出席者名簿

【委員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授	○
伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授	○
伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科 准教授	×
大河原 正文	岩手大学理工学部 教授	×
大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科 教授	×
大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所 動物生態遺伝チーム長	○※
久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 森林防災研究領域水流出管理チーム長	×
齊藤 貢	岩手大学理工学部 教授	×
櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部 講師	○※
鈴木 まほろ	岩手県立博物館 課長補佐	○
永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類 教授	○
平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	○※
前田 琢	岩手県環境保健研究センター 上席専門研究員	○
三宅 諭	三重大学大学院工学研究科 教授	×

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【専門調査員】

【敬称略・50音順】

氏名	職名	備考
高橋 雅雄	岩手県立博物館 専門学芸調査員	×

(備考欄) 出席：○ (Web会議システムを使用したリモート出席：○※)、欠席：×

【事務局及びオブザーバー】

氏名	職名	備考
加藤 研史	環境保全課 総括課長	
阿部 茂	環境保全課 主幹兼環境影響評価・土地利用担当課長	
菊池 真吾	環境保全課 主任主査	
佐々木 麻里	環境保全課 主事	
昆野 里菜	環境保全課 主事	
昆野 智恵子	環境保全課 主査	
佐々木 剛	資源循環推進課 主任主査	
工藤 航希	自然保護課 主査	
小野寺 明音	自然保護課 主事	
乾 朋樹	県民くらしの安全課 主任	
昆野 辰樹	都市計画課 主任	
小原 茂樹	建築住宅課 主任	代理
小原 穰	環境生活企画室 主任主査	

【事業者及び環境影響評価の受託者】

氏名	職名	備考
高島 保夫	株式会社タカ・クリエイト 代表取締役	
松長 弘孝	株式会社タカ・クリエイト 顧問	
成田 浩一	一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 調査役	
田中 健人	一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 環境アセスメント事業課 副課長	
山田 裕美	一般財団法人日本気象協会 環境・エネルギー事業部 環境アセスメント事業分室	

第 105 回岩手県環境影響評価技術審査会 タイムテーブル

日時 令和6年1月18日(木) 9:45~11:45

場所 岩手県民会館 4階 第2会議室

時間	内容
9:45	開会
9:50~10:50 (60分)	議事 盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書について
10:50~10:55 (5分)	休憩
10:55~11:45 (50分)	その他
11:45	閉会

盛岡築川風力発電事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	盛岡築川風力発電事業	
適用区分	法第2種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 46,200kW	
事業の実施区域(予定地)	盛岡市及び宮古市	
事業者の名称	株式会社タカ・クリエイト	
環境影響評価手続者	同上	
方法書	提出	令和5年9月14日受付
	縦覧期間	令和5年9月15日～令和5年10月14日
	住民等の意見書の提出期間	令和5年9月15日～令和5年10月30日
	説明会	令和5年9月30日、10月1日
	意見の概要書の提出	令和5年11月30日 意見:27件(3通)
	技術審査会の審査	令和6年1月18日
	知事意見の送付	令和6年 月 日 (送付期限:令和6年2月28日)

「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する盛岡市長意見

【総括的事項】

環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど、適切に対応していただきたい。

【個別的事項】

(1) 水質

当該事業区域内には、水道水源保護区域が指定されておりますので、工事の実施に伴う水質への影響について、最新の知見・技術を用いて調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行い、対象事業実施区域への影響が最小限となるよう配慮願います。また、次の点についても留意願います。

ア 重機等からの油の流出により、水道水源を汚染することがないように、現場管理に十分注意願います。

イ 山林や作業用道路等からの土砂の流出により、水道水源を汚濁することがないように、環境保全対策に十分配慮願います。

(2) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな山林であり、希少な動植物の生息も予想されることから、調査方法及び調査範囲等を適切に設定していただきたい。

イ 施設の配置及び施工方法については、鳥類の営巣活動に極力影響がないように計画し必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて影響を回避又は低減するような環境保全措置を実施していただきたい。特に食物連鎖の上位に位置する猛禽類の保護については、生態系保全の観点から重要であるため、十分に配慮願います。

(3) 景観

ア 対象事業実施区域は、盛岡市景観計画において「景観形成地域の山地景観地域」に位置しています。景観法に基づき、工事着手の 30 日前までに届出が必要となりますので、盛岡市景観計画の景観形成基準に適合させて検討していただきたい。

イ 建設に当たっては、建物の色彩、意匠及び外構などを統一したものにするなど、良好な景観形成のための取組を検討してください。

ウ 敷地内に看板等を設置する場合、盛岡市屋外広告物条例による許可申請を必要とする場合があります。

エ 詳細については、景観政策課と協議願います。

(4) 文化財

対象事業実施区域は、「盛岡市遺跡地図 2008 年版」によれば、埋蔵文化財包蔵地に該当していませんが、過去に分布調査を実施していないことから、盛岡市遺跡の学び館において現地調査を行う予定です。詳細については、遺跡の学び館と協議願います。また、工事の際

に埋蔵文化財と思われるものが発見された場合には、現状を変更することなく速やかに遺跡の学び館に連絡し協議願います。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備の配置等の検討にあたっては、事業実施区域周辺も含め、人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況や利用環境に関する適切な調査、予測及び評価を行い、専門家等の助言に加え、地域住民等の意見を聴き、これらの結果を踏まえて事業実施による影響を回避・低減するよう配慮願います。

「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」に対する宮古市長意見

宮古市では、令和5年4月に「宮古市再生可能エネルギー推進条例」を施行し、再生可能エネルギーの導入及び地産地消の推進に取り組んでいます。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域の自然条件及び社会的背景を理解し、自然環境、景観及び生活環境への影響に十分配慮することを基本理念のひとつに掲げていることから、対象事業について、次のとおり意見を提出します。

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適切に対応すること。
- (2) 宮古市再生可能エネルギー推進条例第10条に規定する計画の届出をすること。

2 個別的事項

(1) 水質

対象事業実施区域内には、水道水源保護区域が指定されています。工事の実施に伴う水質への影響について、調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、宮古市と協議すること。

(2) 自然環境（植物・動物・生態系）

- ① 対象事業実施区域内には、市域の一部が該当し、その区域は岩手県が指定する区界高原鳥獣保護区と区界高原自然環境保全地域普通地区に指定されています。自然度が高い環境であり、調査方法及び調査範囲などは、適切に設定すること。
- ② 各種報告書等により、対象区域周辺には希少動植物が生息・植生していることが報告されています。生物の多様性に影響を及ぼすことがないよう、十分に配慮すること。

盛岡築川風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 11 月

株式会社タカ・クリエイト

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年9月15日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和5年9月15日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・岩手日報

② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

・広報みやこ（令和5年9月1日発行：別紙2参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のURLに「News（新着情報）」を掲載した。

・株式会社タカ・クリエイト ウェブサイト（別紙3参照）

<https://takacreate.com/>

また、以下のウェブサイト情報が掲載された。

・岩手県のウェブサイト（別紙4参照）

・盛岡市のウェブサイト（別紙5参照）

・宮古市のウェブサイト（別紙6参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 4 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・盛岡市若園町分庁舎 環境部環境企画課
- ・盛岡市 築川支所
- ・宮古市庁舎 エネルギー・環境部環境課
- ・宮古市 川井総合事務所

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社タカ・クリエイト Web ページ (別紙 3 参照)

<https://takacreate.com/iwate.html>

(4) 縦覧期間

縦覧期間は、令和 5 年 9 月 15 日 (金) から令和 5 年 10 月 14 日 (土) であるが、意見募集のため令和 5 年 10 月 30 日 (月) まで縦覧期間を延長し、その間、縦覧可能とした。

上記期間の縦覧可能な日時について、縦覧場所は各施設の開庁日及び時間とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は、0 名であった。

(内訳)

・盛岡市若園町分庁舎環境部環境企画課	0 名
・盛岡市築川支所	0 名
・宮古市庁舎エネルギー・環境部環境課	0 名
・宮古市川井総合事務所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。(別紙1～7参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和5年9月30日(土)15時00分から
- ・開催場所：築川老人福祉センター
(盛岡市川目第10地割78-1)
- ・来場者数：6名

- ・開催日時：令和5年10月1日(日)10時00分から
- ・開催場所：門馬地域振興センター
(岩手県宮古市区界3-32-20)
- ・来場者数：4名

また、公告・縦覧開始後、現地の築川自治振興会より要望を頂き、下記住民説明会を追加実施した。この説明会は築川自治振興会向けとし、振興会より地域住民の方々へ直接周知頂いた。

- ・開催日時：令和5年10月28日(土)18時30分から
- ・開催場所：築川地区振興センター
(岩手県盛岡市築川第5地割35-4)
- ・来場者数：13名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙8参照)

(1) 意見書の提出期間

令和5年9月15日(金)から令和5年10月30日(月)までの間とした。

(郵送の受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送またはメールによる書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から合計3通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は27件であり、その内訳は以下のとおりである。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	12
1	1	6
1	1	9
合計3名	合計3通	合計27件

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>【1】 貴重な自然環境の保全に関して 岩手県の北上高地には、山林・牧野・農耕地・河川・湖水等の混在した多様で豊かな自然環境があり、一年を通して多様な野生動物が生息しております。特に盛岡市築川地区から宮古市区界地区にまたがる事業実施予定地やその周辺地域は、多数の鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地となっており、方法書 p. 23 や p. 103 にも示されているように、周囲には鳥獣保護区や同特別保護地区、区界高原自然環境保全地域、早坂高原青松葉山の生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)、北上高地緑の回廊、保安林など自然環境の保全に関わる様々な地域指定の網もかかっております。また少し範囲を広げると、貴重な自然環境の宝庫である早池峰国定公園や外山早坂県立自然公園なども存在します。さらに方法書 p. 69 にも示されているように、環境省は環境アセスメントデータベース(EADAS)の「風力発電立地検討のためのセンシティブティーマップ」で、北上高地全体を注意喚起レベル A3 に指定しております。また今回の方法書 p. 90 には当該事業予定地周辺の植生自然度の区分図も示されておりますが、自然度 5~8 レベルの里山の自然環境まで含めると、この地域のほとんどは中程度以上の自然度を有しております。つまり当該事業予定地域には一年を通して多様な野生動物が生息しており、特に様々な鳥類の貴重な生息地、繁殖地、あるいは越冬地として重要です。このような地域に大規模な風力発電施設の建設を行うと、この地域の自然環境、特に鳥類の生息環境に重大な影響が及ぶ可能性が強く危惧されます。</p> <p>従って当会は、貴社に対して当該地域における風力発電事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	<p>今後、動植物などの生息及び生育状況について、現地調査を実施してまいります。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるように、計画熟度を高めてまいります。</p>
2	<p>【2】 希少猛禽類の生息環境の保全に関して 当該事業予定地域やその周辺には、イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類が高密度で生息しており、そのことは今回の方法書 p. 68 のメッシュ図にも示されております。特にイヌワシとクマタカは環境省の「レッドリスト2018」では絶滅危惧IB類、岩手県の「いわてレッドデータブック」ではAランクに指定されており、それらの生息環境の保全が強く求められております。また文化財保護法においては国の天然記念物に、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律においても国内希少野生動植物種に指定されています。つまりイヌワシ保護は今日の我が国の重要課題の一つになっていると言えます。岩手県には我が国に生息するイヌワシの20%ほどが生息しており、特に北上高地はイヌワシの高密度生息地として日本国内に残された貴重な地域となっております。当会のこれまでの観察でも、当該事業予定地域を含む広いエリア内には複数のイヌワシのペアが複数箇所で営巣し繁殖しておりますし、餌場(狩り場)としての利用頻度も極めて高い地域です。このような地域に大</p>	<p>今後、クマタカやイヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類の生息状況及び飛翔状況について、現地調査を実施してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるように、計画熟度を高めてまいります。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>型風力発電施設を建設することは、イヌワシの繁殖行動に多大なる悪影響を与える恐れがあります。風力発電施設は主に「バードストライク」と「風発施設の忌避により狩り場（餌場）が放棄されること」の2点の危険要因によりこれらの希少猛禽類の生息を脅かします。そのうえ、北上高地には既に数カ所の風力発電施設が稼働しており、その結果として岩手県内各地で特にイヌワシの繁殖や採餌の適地が消滅しております。このような状況下で新たに北上高地に風力発電施設が稼働すると、生息環境の一層の悪化を招くこととなります。</p> <p>従って当会は希少猛禽類の生息環境の保全の立場より貴社の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。</p>	
3	<p>(1) 風力発電施設の設置は、山の稜線を猛禽類や大型鳥類が飛ぶ際にバードストライクの可能性を高めるとともに、風力発電施設やその周辺の広大な地域から希少猛禽類を排除することに繋がります。実際に岩手県内では、2008年9月に釜石広域ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しており、またかつてはイヌワシの定常的な採餌適地であった盛岡市玉山地区の天峰山付近の地域では、姫神ウインドパークの稼働に伴いイヌワシの姿が全く見られなくなりました。風力発電施設の稼働に伴ってイヌワシの生息地域が失われた同様の事例は岩手県内の他の地域でも起こっております。すなわち希少猛禽類と風力発電施設の共存は技術的に困難な課題であり、現段階ではその解決のための適切な方策は確立されておられません。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。本事業における環境保全措置を検討し、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。</p>
4	<p>(2) 貴社の方法書 p.7～p.8 に示されている通りに当該事業が進められると、山の尾根筋に最大高度 178.5m の 3 ブレード型風車 11 基が林立することになります。この 178.5m という高度は、これまでの種々の研究結果によりイヌワシの主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの可能性が高まります。既存の 3 ブレード型の風車が頻繁にバードストライク・バットストライクを起こしていることは過去の膨大なデータにより明らかになっておりますし、既存の風力発電施設においてブレード塗装やシール貼り付け等の対策が希少猛禽類のバードストライク防止にあまり有効でないことも既に実証されております。釜石広域ウインドファームで発生したイヌワシのバードストライクも 3 ブレード型の風力発電装置によるものでした。</p> <p>従ってこのような過去の事例を教訓とし、当該地域での風力発電事業計画を中止するよう強く求めます。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省）などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。今後実施する現地調査結果より、バードストライク・バットストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討し、計画熟度を高めてまいります。</p>
5	<p>(3) 当該地域付近の各所にイヌワシの繁殖地や採餌適地（狩り場）が点在していることは、私どものこれまでの観察により明らかになっております。</p> <p>これに関して、岩手県内で現在稼働している風力発電施設に隣接するイヌワシ営巣地では、繁殖に成功しない状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域を忌避し、その結果として、近接するイヌワシの採餌適地（狩り場）が失われていると判断されます。イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩り場に近接する地域等での風力発電施設の建設を避ける必要がありますので、方法書 p.68 に示されているイヌワシの分布メッシュ内での風力発電施設建</p>	<p>今後、現地調査の結果等を踏まえて事業計画の計画の熟度を高めます。また、イヌワシ等の希少猛禽類の生息に十分留意し、鳥類等の生息状況について現地調査を実施してまいります。なお、イヌワシについては、餌場等の利用が見られた場合においても、専門家等の意見を参考に、影響を回避又は極力低減できるよう環境保全措置等を検討してまいります。</p>

	設には強く反対いたします。	
6	<p>(4) (3)とも関連しますが、当該事業の計画の中で風力発電施設や付随して必要となる変電施設や送電網をどこにどのように設置するのかについて、今回の方法書 p.7 には「現在検討中」と記述されているのみで具体的な記述が見られません。またアクセス用の道路についても一般国道 106 号線からのアクセス道路 1 本のみ計画となっているようです。しかしこのような大規模工事の機材搬入や稼働後のメンテナンスのため、複数のアクセス用道路を設置するのは常識であろうと思いますし、その場合に想定される別ルートは今回の方法書に記述はありません。本来であればこれらの設置の造成・改変工事や施設の運用自体が当該地域の自然環境に悪影響を及ぼすはずですが、それにも関わらず今回の事業計画はどのように具体性や今後の見通しが欠けたものになっております。これでは事業規模を小さめに公表して自然環境に配慮しているように見せようとする意図があると受け止めざるを得ません。繰り返しとなりますが、イヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設や関連施設の建設を是非とも避けていただく必要があります。</p>	<p>造成工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量については、準備書において明らかにいたします。</p> <p>ご指摘のとおり山野災害は防災上の重要なテーマであると考えております。森林開発による山野災害の可能性の有無に関しては、森林法に基づく許認可制度において厳格に審査されるものであり、本事業の造成計画においても防災上の対策が十分講じられているか否かについて、審査の中で明らかになるものと考えております。</p>
7	<p>【3】 渡り鳥の生息環境の保全に関して</p> <p>日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖・冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の鳥類調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった渡りのコースなども明らかになってきております。</p> <p>実際に大型渡り鳥に発信器を装着して追跡したところ、北上高地がガンカモ・ハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りをしていることなどが知られるようになりました。今回の方法書 p.63～p.67 などでもマガン・ヒシクイ・オオハクチョウや猛禽類の渡りの確認事例が記載されております。また当該地域には、環境省のレッドリストで準絶滅危惧種に、いわてレッドデータブックでは B ランクに指定されているオオジシギも渡来し、繁殖しております。重要な鳥類は方法書 p.72 に挙げられているミゾゴイ、ブッポウソウ、アカモズ、チゴモズに止まらず、p.75 に示される全ての鳥類が生息状況の把握の対象となるべきものです。風力発電施設が北上高地の至る所に設置される状況になれば、これらの渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の危険性が非常に高まります。</p> <p>従って当会は、ガンカモ類や猛禽類を含む多くの鳥類の生息地と渡りのコースの保全の立場より、貴社の方法書に示されている当該事業計画の中止を強く求めます。</p>	<p>今後渡り鳥等の主要なルートになっているかなど、調査を実施してまいります。鳥類に関してはスポットセンサス法による調査等も実施してまいります。これらの現地調査結果等を踏まえて、影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。</p>
8	<p>(1) 風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類や渡り鳥をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。また風力発電施設の稼働が、渡り鳥の行動範囲の制約や渡りのコースの攪乱に繋がる要因となることも知られております。そのためこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には、事前の詳細な生息状況調査が特に不可欠です。過去の失敗事例に学ぶ保全対策の検討も欠かせません。しかし、方法書の p.52～p.53 や p.73 には</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。今後実施する現地調査結果より、バードストライク・バットストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。また、公表されている過去の事例も踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。</p>

	それらに関する文献が含まれておらず、これらの問題点にきちんと向き合い解決しようとする姿勢が感じられません。またこの方法書の中には、実際にこの発電施設の稼働に伴うバードストライクの事前予測に関する検討や、仮にバードストライクが発生した場合の対応などに関する記述も見られません。	
9	(2) 日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査では、本州での生息地域の減少が顕著であることが明らかになっております。ここで方法書の資料4に示されているように、当該地域にはオオジシギが繁殖しており、私どもも長年その観察を継続しております。オオジシギはその習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が高いとされております。しかし今回の方法書の中では、当該地域のオオジシギに特化した生息状況調査やバードストライクの可能性評価は検討項目に入っておらず、このままでは当該事業計画においてオオジシギの生息環境の保全への配慮は不十分であると言わざるを得ません。	今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
10	(3) 一般に鳥類は飛行により広い範囲を移動しますが、特に猛禽類は広い行動圏を有します。しかし方法書p.225やp.229～p.230に示される「動物の調査位置」を見る限りでは、一般鳥類の調査範囲は当該事業計画地の近隣に限られ、行動範囲の広い猛禽類やガンカモ類でも、事業予定地域から距離的にほぼ3km以内の限られた範囲の調査に留まるようです。これに関して、方法書p.189の専門家のご意見の中に「イヌワシが常時利用することは考えにくい」との文言がありますが、当該地域で調査範囲を少し広げるだけで、複数のイヌワシの営巣地が含まれるようになることをこの専門家はご存じなのでしょうか。そして当該地域で「時たまイヌワシが姿を見せる」という事実は、行動範囲の広いイヌワシが確実にこの地域を利用している証です。またここに示される鳥類の専門家のご意見の中には希少猛禽類以外の鳥類に関するものが含まれておらず、ガンカモ類の渡りやオオジシギの繁殖などに関する言及が全くありません。このままでは当該地域の鳥類全般の生息状況の正確な把握は困難であるため、ここは北上高地の鳥類の生息状況に、より詳しい複数の専門家のセカンドオピニオンを聴取して、その意見を事業計画の中に積極的に取り入れていただく必要があります。	今後、現地調査を実施し調査範囲において確認があった重要な種に該当する種を予測対象としております。予測及び評価を実施した上で、必要に応じた環境保全措置を検討いたします。
11	(4) 風力発電施設の影や低周波音を含む騒音が近隣住民の生活環境や健康、さらに牧畜業などに悪影響を及ぼす恐れがあることは以前より知られておりますが、それにとどまらず、当該地域の鳥類の生息環境にも大きな影響を与える可能性があります。しかし今回の方法書においては、近隣の住居等と風車の影や騒音に配慮する記述はところどころに示されているものの、低周波音を含む騒音が野生動物の生息、例えば夏鳥の繁殖状況や希少猛禽類の生息にどのような影響を及ぼすかという観点には全く触れておりません。また今後の計画の具体化に伴ってそれらに関わる調査も必要となるにも関わらず、そのような調査を実施するか否かについての記述も見られません。このままでは野生生物保護に関して環境影響評価に値する調査結果は得られ難いと考えられます。	風力発電機の影や低周波音を含む騒音が野生動物の生息に与える影響について国や地方自治体等が採用している知見等は、現状無いものと認識しております。環境影響評価制度において、今後、国や地方自治体等より調査手法や指針等が示された場合において、適切に対応いたします。
12	【4】風力発電施設の累積的影響に関して 近年は「面としての環境保全」の考え方にに基づき、風力発電事業計画全般に対して「他事業者との情報共有・	計画されている他事業者の事業計画については、10km以上の離隔があるため、現段階では累積

<p>情報収集を行い、実現可能な事業の内容を検討し、その結果を記載すること」、及びそれらの複数の事業計画による累積的環境影響の適正な評価が強く求められています。そしてこの考えに沿う形で、この方法書の p. 14～p. 15 には隣接する他の事業者の風力発電事業計画として3件、稼働中の風力発電事業が1件表示されています。しかしそれ以外に、北上高地の近隣地域において「袖山高原風力発電事業」が既に稼働しており、その北側にはさらに多くの風力発電事業計画の予定地が並んでいます。また北東部に目を向ければ、「SGET 岩泉ウインドファーム事業」の建設工事がまさに開始されようとしております。</p> <p>仮に当該事業計画を含むこれらの風力発電事業や事業計画が全て稼働することになれば、北上高地を東西南北に縦・横断する風力発電施設の長い繋がりが生じることになり、鳥類の生育環境に及ぼす累積的影響は計り知れないものになると懸念されます。それにも関わらず、この方法書の中にはこれらの風力発電事業計画全体の累積的環境影響を科学的に評価しようとする方向性が全く示されておりません。今回の配慮書の通りに当該事業計画が進められれば、北上高地の広大な地域において、希少猛禽類の生息阻害やガン・ハクチョウ類の渡りルート遮断などの起こる恐れが十分に想定されます。</p>	<p>的影響としては、想定しておりません。</p>
--	---------------------------

表 2-1(2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>1. P189: 本事業区域は絶滅寸前のイヌワシの営巣地に近く、区界方面への飛翔ルートに当たるため絶対に認められないと、小生がヒアリング時に述べたが、そのヒアリング記録が全く記載されていない。別の専門家は事業区南東部直近の兜明神嶽にイヌワシがよくパーチしていたことをかつて述べていた。事業者都合の良い助言内容のみを掲載するのは大きな問題がある。P189の専門家は、「地形がなだらかなのでイヌワシが常時利用することは無い」と言うが、北上高地はほぼ全域がなだらかな準平原地形であり、そこに日本一多くのイヌワシが生息する。2008年には準平原にある風車にイヌワシが衝突死している。イヌワシはなだらかな尾根上でも採餌活動を高頻度で行っており、クマタカは周囲の斜面林内を採食に主に利用し、尾根上には境界争いで出現する。</p>	<p>ご相談時に提起されました問題・課題につきましては、然るべき施策を講じ、対応してまいります。</p> <p>また、ご指摘いただきましたクマタカの尾根上の境界争いやイヌワシの採餌活動について留意し、今後、現地調査の上、対応してまいります。</p>
14	<p>2. P241: 生態系上位性種としてクマタカを扱おうとしているが、本事業区域の全域が盛岡イヌワシの行動圏であることは別の専門家がかつて報告していた。それによれば、牧草地等が新たにできればイヌワシは行動圏を拡大すると述べている。今回の事業区には牧草地が多く含まれ、近傍の岩神山北西部などに大規模な伐採地が新たに創出済みで、さらに風車建設でヤードや取り付け道路ができればイヌワシが寄って来るのは必須である。また、上述のクマタカの生態的特性や p189 の専門家の意見から見ても、本事業における上位性種はイヌワシでなければならない。</p>	<p>方法書においては生態系上位性種としては、事業地周辺において営巣の可能性が想定されること、四季を問わず確認が想定される選定種として、クマタカを選定いたしました。猛禽類調査における出現状況等を踏まえた上で、生態系上位性種の見直しを含め生息実態に合わせた検討を行ってまいります。方法書においては猛禽類調査を 1.5 年間としておりましたが、調査期間を見直し 2 年間といたします。</p>
15	<p>3. P214、p215 及び資料 16: 猛禽類の調査範囲としてクマタカを主な対象として周囲 1.5km としているが、イヌワシでは少なくとも 6km は必要である(猛禽類保護の進め方改訂版 p15 の 2 行目)。さらに、最近の岩手県内の調査では営巣期で巣から 13km、非営巣期で巣から約 25km の範囲で活動していることが分かった。事業区北側では別の風力計画がいくつも進められており、これらとの累積影響を後発の本事業者自らが調査解析する義務がある。従って本事業者は、事業区域周辺半径 25km 内のイヌワシの行動内容を観察定点間隔 3km、定点数 70 カ所ですら少なくとも 2 年間は調査する必要がある。さらに、猛禽類保護の進め方では、繁殖成功年を含む 2 年間としていることから、確実に繁殖成功した年次の調査を含むものでなければならない。</p>	<p>猛禽類調査における出現状況等を踏まえた上で、生態系上位性種の見直しを含め生息実態に合わせた検討をいたします。ご指摘のとおりイヌワシが生態系上位性種となる可能性も考慮し、今後の現地調査において、イヌワシの採餌環境としての利用や繁殖行動等が認められた場合には、定点の地点数、定点配置及び調査範囲について検討してまいります。なお、猛禽類調査の調査期間を見直し 2 年間といたします。</p>
16	<p>4. P161: 事業区域の内外は大半が岩手県自然環境保全指針図における B ランクになっており、その多くがイヌワシの採食地である。風力発電が稼働開始になると、クマタカと同様に風車周辺半径 500m 程度 (78.5ha) のイヌワシ出現数が極端に減少することが分かっている(姫神山、貞任和山高原)。従って、供用に当たって事業者は好適餌狩場が使えなくなった面積(11 台 x 78.5ha=864ha 内の好適採食地面積、及び風車列の巣から反対側でバリア効果により使えなくなった面積)を求め、その分の代償措置として自ら純増で新たに創出供与する義務が生じる。種の保存法対象種であるイヌワシについて、法第 34 条には土地の占有者は種の保存に留意する義務があると明記されている。一方、事業区周辺の森林の大半は水源涵養保安林であり、岩手県の再エネ促進区域の除外区域であり代償措置を取ることができないため、実質、餌狩場は不足する事態になり、種の保存法に違反することになるのは明白である。</p>	<p>現況についてはご指摘いただきましたイヌワシの採餌活動について留意し、今後、現地調査を実施してまいります。また、必要に応じて、専門家の助言等を得ながら採餌環境の創出についても検討を行ってまいります。</p>
17	<p>5. 本事業区直近に巣を構えるイヌワシについては、日</p>	<p>本事業の事業地は、民有林及び築川農業協同組</p>

(表は次ページに続く)

	<p>本野鳥の会が購入した保護区一帯で、この 25 年間イヌワシ保護のための巣の補修や餌狩場の造成を数団体が共同で実施してきた。盛岡築川風力事業によりイヌワシが消失した場合には、風車の稼働停止や撤去など相応の責任を取って頂く。それでもイヌワシが戻らない場合には、本イヌワシ営巣地保護のために、盛岡市や野鳥の会等が購入した土地代約 9000 万円と数団体の保護管理経費 1000 万円、計 1 億円の損害が生ずることになり、賠償訴訟の対象になる。</p>	<p>合、築川生産森林組合の地内で開発を進め、周辺への影響、猛禽類、野鳥他への影響を最小限にできるような事業計画を検討しております。</p> <p>なお、餌場についても、他に確保できるよう検討を進めておりますので、訴訟対象にならないよう慎重に進めてまいります。</p>
18	<p>6. ヒアリング時の小生の質問「風車から油が漏れる事故により牧草が使えなくなる。」について、そのような事故は無いと回答しているが、2017 年北海道桧山、2020 年下北六ヶ所、2023 年能代沖などで油漏れ事故が発生しており、発生事実を隠蔽している。</p>	<p>私どもの関係している風力事業では、油漏れでの牧草が使えないような事象は把握しておりません。また、風車構造、性能を製作者、事業者の立場から精査して問題のない風車選定をしております。</p>

表 2-1(3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解 (意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>1. 計画は、区界高原近郊の山野開発で問題です。</p> <p>事業計画地周辺には、区界高原、緑の回廊、鳥獣保護区、保安林もあり開発は疑問です。区界高原は長年、登山、自然観察会など地元住民に親しまれ、保全、利用されてきた地域です。計画は、これまで保たれてきた生態系、野生生物への影響(特に希少ワシタカ類のバードストライク、哺乳類(バットストライク)、昆虫類、植物)、工事による景観、森林伐採、残土処理、沢水の濁り、山野災害の懸念など問題が多い。地元で親しまれてきた地域の開発は、止めるべきです。</p>	<p>今後、現地調査を実施いたします。これらの結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、また、安全性にも配慮し、計画熟度を高めてまいります。</p>
20	<p>2. 計画地は盛岡市の希少猛禽類イヌワシの繁殖地近郊でもあり問題です。</p> <p>岩手県は環境基本計画にイヌワシの繁殖率の目標値を掲げているが、達成困難な状況が続き目標値を低く変更、昨年の巣立ち最低の1か所でした。岩手のイヌワシは、各地でペアの消失が増えており、危機的な状況にあります。計画が実施されると、この地域のイヌワシの絶滅も不思議ではない。イヌワシは全国で個体数の減少が著しく、増殖が難しい種であることから、生息地の開発は止めるべきです。この地域のイヌワシは、植林地も多く餌不足から採餌の範囲が広範囲であることが知られています。計画地周辺には、兜明神から岩神岳にかけては草地が広がり定期飛来の採餌場である可能性は高く、計画地周辺の観察記録もあります。</p> <p>また、計画地周辺には複数のクマタカが繁殖している地域であることも問題です。計画地周辺では、ハチクマ、ノスリ、ガンハクチョウ類、小鳥の渡りも観察されています。区界高原にはオオジシギも繁殖している。大型風車は目立ち景観が悪い。県北の高森高原の風発で、コウモリ類の被害が出ています。計画地周辺にも、希少コウモリ類の記録があり、衝突が懸念されます。</p>	<p>今後、渡り鳥及び希少猛禽類のほか動植物について現地調査を実施いたします。重要な種として選定した種については、予測評価を行い、その結果等を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう、計画熟度を高めてまいります。</p>
21	<p>3. 計画の3枚ブレード方式の風車は、バードストライクの要因です。</p> <p>計画は、出力46,200kw、1基4200kw(高さ178.5m)の大型風車を11基立てる設置する計画は、地域の環境に与える影響は甚大です。特に尾根を、風を利用して移動するイヌワシ、クマタカなどには尾根上の高い大型風車は障害となります。2008年9月に釜石ウインドファームでイヌワシのバードストライクが発生しています。</p> <p>様々な方式の風力発電器機も開発されているが、計画の防護も無いむき出しのブレードではバードストライクを防ぐ手立てがありません。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省)などのガイドラインを参考にし、最新の知見についても収集に努めます。今後実施する現地調査結果より、バードストライクへの影響を回避又は極力低減できるよう本事業における環境保全措置を検討してまいります。また、公表されている過去の事例も踏まえ、影響を回避又は極力低減できるよう計画熟度を高めてまいります。</p>
22	<p>4. 山野災害が懸念されます。</p> <p>風力発電は、各地で強風等による倒壊、ブレードの落下事故が報告されている。方法書には、工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量が記載されていない。最近では温暖化による大型台風、グリラ豪雨、竜巻などによる山野災害が懸念されます。岩泉では台風10号の豪雨で甚大な被害がでている。災害の要因となる山野の開発計画は止めるべきです。</p>	<p>造成工事による森林伐採量、斜面の掘削等による残土の量については、準備書において明らかにいたします。</p> <p>ご指摘のとおり山野災害は防災上の重要なテーマであると考えております。森林開発による山野災害の可能性の有無に関しては、森林法に基づく許認可制度において厳格に審査されるものであり、本事業の造成計画においても防災上の観点から対策が十分講じられているか否かについて、審査頂くものと考えております。</p>
23	<p>5. 累積的影響評価が問題です。</p> <p>周辺地域の藪川、宮占岩泉、有芸、川井に風発、太陽光の既設、計画があり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等にイヌ</p>	<p>計画されている他事業者の事業計画については、10km以上の離隔があるため、現段階では累積的影響としては、想定しておりません。</p>

(表は次ページに続く)

	<p>ワシの生息が確認されている。メガソーラーは、イヌワシ狩場の消失、風発はイヌワシのバードストライクが問題です。送電塔や送電線も、猛禽類や渡り鳥のバードストライクの要因です。複数の計画が乱立すると、野鳥など生物に大きな影響がでます。ほぼ県内すべての牧野に再生エネ計画がある現状では、イヌワシの行き場がありません。</p> <p>累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発、メガソーラーの環境影響評価は行政が公正に判断すべきです。センシティブティマップは、機能しておらず疑問です。</p>	
24	<p>6. 電力の需給予測と節電対策</p> <p>今年 2023 年夏の記録的な猛暑でも電力は逼迫しなかった。国内の電力の自給率は低いと言われるが、現実的ではないと感じる。回は国際的な温暖化対策に足並みを合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電など再生エネ計画を推進しているように感じる。狭い国土の日本では、風力発電設備は、地域の環境に与える影響が大きい。東京都が新規建物へのソーラー設置の義務付けは、時代の流れとして納得します。国は原発の再稼働や新規原発開発を表明。企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規火力発電の稼働、今後の新規火力の稼働予定報道など混乱している。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、木質バイオマス発電、メガソーラー、風力発電も県内各地で計画が日白押しで、岩手にこれ以上の電力が必用なのか疑問です。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進するべきです。</p>	<p>国のエネルギー政策については、一事業者として論評できる立場にはございませんが、「第6次エネルギー基本計画」は2050年のカーボンニュートラルの実現、気候変動問題への対応並びに日本のエネルギー需給構造の抱える課題の克服という目的を踏まえて策定されており、本事業においても、我が国のエネルギー需給に寄与し、岩手県の方針にも合致するものと考えております。また、同時に地域の活性化に貢献するものとなると確信しております。</p>
25	<p>7. 合同会社は問題です。</p> <p>再生エネルギー事業は、稼働時には合同会社に変更のケースが多く問題です。</p> <p>この計画には、合同会社への変更はないのか?</p>	<p>本事業会社は、合同会社ではありません。今後の開発についても、弊社が中心になって開発を進めてまいります。</p>
26	<p>8. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。</p> <p>方法書では、猛禽類調査、渡り鳥調査は月当たり3日連続の調査を短く、他の調査も調査項目も多く十分な調査はできないと思われる。一日当たり調査時間は午前8時から16時と年間ほぼ同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動するが有効な調査は期待できません。イヌワシの餌資源調査は、ノウサギの糞粒調査のみで、現状ではイヌワシは餌不足であるので、餌資源分析にはいつも疑問がある。</p>	<p>渡り鳥調査としては、日の出前後及び日没前後についても、調査を実施することとしており、渡り鳥の種類に応じた調査時間帯についても、検討してまいります。また、県及び国の審査等を踏まえ、より適切となるよう調査計画についても適宜見直してまいります。</p>
27	<p>9. 専門家の意見</p> <p>資料には、専門家の意見も掲載されている。『イヌワシが常時利用することは考えにくい』との記載は疑問です。専門家の意見は、大変重要で事業の可否判断材料となります。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。専門家は、イヌワシ保護を優先し、公正中立な環境影響評価をよろしく願います。</p>	<p>個人情報保護の観点から、専門家の氏名等は匿名としております。</p>

○日刊新聞紙による公告

・岩手日報（令和5年9月15日（金）朝刊

米中二大国を軸に「新冷戦」と呼ばれる陣営対立が激しくなる中、相手国の情報収集と分析を担う情報機関が改めて注目されてくる。世間の注目を集める

お知らせ
「環境影響評価法」に基づき、盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 株式会社タカクリエイト
代表者の氏名 代表取締役 高島 保夫
事務所の所在地 愛知県一宮市八幡二丁目一―
二、対象事業の名称 盛岡築川風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力:最大四万六千二百キロワット
三、対象事業実施区域 岩手県盛岡市及び宮古市の行政界周辺
四、関係地域の範囲 岩手県盛岡市 宮古市
五、縦覧の場所 盛岡市若園町分行舎環境部環境企画課、盛岡市築川支所 宮古市庁舎エネルギー 環境部環境課、宮古市川井総合事務所
縦覧期間 令和五年九月十五日(金)から令和五年十月十四日(土)まで
電子縦覧 <https://takecreate.com/>
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております
意見書箱にご投函くださるか、令和五年十月三十日(月)までに左記の問い合わせ先へ郵送または電子メールに添付してお送りください(郵送の場合は当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、開催日 令和五年九月二十日(土)十五時から
築川老人福祉センター(岩手県盛岡市川目十七八―二)
二、開催日 令和五年十月一日(日)十時から
門馬地域振興センター(岩手県宮古市区界第三地割三二二〇)
八、問い合わせ先 株式会社タカクリエイト 高島 保夫
〒四九一〇九〇三 愛知県一宮市八幡二丁目一―
電話〇九〇(九九〇七)三六二六(土・日・祝日を除く九時半から十八時まで) メールアドレス takac.1971@outlook.jp

眼底検査を受けるのだ!

大人のみなさん、目の健康、気にしていますか?
目の病気は、進行するまで

○地方公共団体の広報誌による「お知らせ」

・広報みやこ 9月1日号

information

市民意識調査（アンケート）へのご協力を
..... 市企画課

市では、市総合計画後期基本計画（令和7～11年度）の策定にあたり、市の現状に対する市民の皆さんの満足度や、重要と考える施策などを把握するため、市民意識調査を実施します。

無作為抽出した対象者に調査票を郵送するほか、インターネットを利用した公開調査を行います。

■期間 9月1日(金)～20日(水)
 ■対象 <郵送調査>18歳以上の市民3,000人
 <公開調査>どなたでも回答可能

■回答方法 右記QRコードから回答 
 ■問い合わせ 市企画課企画調整係 (☎68-9064)

Uターン就職や移住に関する個別相談会
..... 市産業支援センター

市にUターン就職を検討している人や、その家族などを対象とした相談会です。対面のほか、オンライン相談も可能です。

■日時 ①9月20日(水)午前10時～午後4時、午後7時～8時②9月23日(土)午前10時～午後4時※1回あたり1組1時間程度
 ■場所/参加料 市民交流センター/無料 
 ■申し込み方法 専用の申し込みフォーム(右記QRコード)から申し込み
 ■申込期限 開催日の3日前まで
 ■問い合わせ 市産業支援センター商業労政係 (☎68-9067)

風力発電事業に係る環境影響評価方法書を縦覧
..... 市環境課

㈱タカクリエイトが、本市と盛岡市で計画している「盛岡釜川風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧と説明会を開催します。

【縦覧】
 ■期間 9月15日(金)～10月13日(金)※土・日・祝日は除く
 ■時間 午前8時30分～午後5時15分

■場所 市環境課(市役所4階)、川井総合事務所
 ※インターネット(右記QRコード)でも縦覧可 
【説明会】
 ■日時 10月1日(日)午前10時
 ■場所 門馬地域振興センター
【共通】
 ■問い合わせ 市環境課環境係 (☎68-9078)

家庭生活支援員の養成講座受講生を募集
..... 岩手県母子寡婦福祉連合会

ひとり親などの家庭をサポートする、家庭生活支援員の養成講座の受講生を募集します。

受講後、希望者は家庭生活支援員として登録し、子育て支援に協力いただきます。

■受講期間 10月3日(火)～12日(水)(全6回)
 ■場所 イーストピアみやこ、シートピアなあと
 ■対象 県内在住のひとり親家庭などへの支援にご協力いただける女性
 ■定員/参加料 10人/無料
 ■申込期限 9月22日(金)
 ■申し込み 岩手県母子寡婦福祉連合会 (☎019-623-8539)

宮古市内の交通事故・犯罪件数
(7月1日～31日)

■交通事故件数 ▷人身事故=4件▷死亡者=0人
 ▷負傷者=4人▷物損事故=59件
 ※みんなで飲酒運転をしない、させない、許さない環境を作りましょう

■犯罪件数
 ▷侵入盗=0件▷自転車盗=0件
 ▷万引き=0件▷車上狙い=0件
 ▷振り込め詐欺=通報16件(被害0件)
 ▷もうけ話の詐欺=通報0件
 ▷子どもへの声かけ事案など=2件
 ※「介護施設に優先的に入居できる入居権が不要なら、他の人に譲ってほしい」などとかたる特殊詐欺の予兆電話が増えています
 ■問い合わせ 宮古警察署 (☎64-0110)

おめでた おくやみ

7/29～8/15 (届け出順・敬称略)

○生まれた赤ちゃん○

大澤来海 (らい)	小堀内 (翼)
伊藤美羽 (みう)	舘ヶ下 (胡桃)
永田龍星 (りゅうせい)	早稲栃 (里志)
千葉詠巴 (うたは)	近内六丁目 (裕太)
横田佳大 (けいた)	近内六丁目 (泰明)
木村珀月 (はづき)	崎山一 (海斗)

■亡くなった方■

及川政彦 (まさひこ)	(64) 田の神一丁目
大手要太郎 (まこと)	(86) 小沢二丁目
戸村義美 (よしみ)	(86) 鴨崎町
高橋貞子 (まこと)	(93) 築地二丁目
金澤京子 (きんざ)	(85) 根市
佐藤 瑞 (みづほ)	(86) 千徳町
山崎 忠 (ただし)	(81) 下町(津軽石)
君澤スミ (すみ)	(94) 小山田二丁目
百刈フミ (ふみ)	(93) 川内
畠山良一 (りょういち)	(80) 長根三丁目
盛合幸子 (ゆきこ)	(84) 根井沢
村上糸子 (いとこ)	(87) 黒森町
盛合好子 (こうこ)	(86) 泉町
信夫忠男 (ただし)	(75) 君田
奥堂キミ (きみ)	(97) 神田沢町
小川清一 (きよいち)	(51) 西町四丁目
鈴木トモ (とも)	(103) 西ヶ丘四丁目
盛合政章 (まさあき)	(68) 新町
中澤美佐尾 (みさお)	(90) 館合町
田代真由美 (まゆみ)	(57) 太田二丁目
佐々木尚武 (しやうぶ)	(78) 佐原四丁目
梅沢義男 (よしお)	(85) 牛伏
三上富貴子 (とみき)	(74) 下町(田老)
田代道男 (みちお)	(84) 西町三丁目
刈屋孝和 (たかかず)	(71) 緑ヶ丘
浅沼マサ子 (まさこ)	(91) 光岸地

※婚姻、離婚、養子縁組など、戸籍の届け出のときは、本人確認のため身分証明書の提示をお願いします
 ※届け出の際、広報への掲載を希望した場合は載せています
 ※住所については、行政区または土地の名称で記載しています

 2023.9.1 **24**

- インターネットによる「お知らせ」
- ・株式会社タカ・クリエイト ホームページ

株式会社タカ・クリエイト

090-9907-3626
電話対応時間: 9時~17時 土日休

お問い合わせ

Top
Business
Company
Contact
Privacy policy

再生エネルギー開発・コンサルティングのことならお任せ！
人や地球にやさしい企業を目指す

Taka Create
株式会社 タカ・クリエイト

SDGs

Corporate philosophy

目指すのは、サステナブルな社会の創出
タカ・クリエイトの再生可能エネルギー関連事業

- 1 オンサイト電源開発事業
- 2 オフサイト電源開発事業
- 3 FIT、FIP電源開発事業
- 4 風力、太陽光、バイオ、蓄電システムの事業開発
- 5 エネルギー関連機器、システムの販売・仲介・コンサル

SDGsへの取り組みやCSR活動へも積極的に取り組んでまいります。

Greeting

人と地球にやさしい企業

世界、日本が進める脱炭素社会構築の中で、カーボンニュートラルの実現に向けて、「人と地球にやさしい企業」を目指し、代表である私どものエネルギー関係事業50年間（日立製作所中部支社、本社の新エネルギー推進本部他47年、他3年間）の経験と幅広いチャンネルとリレーションを有効活用し、異なるチャレンジ精神により、次世代へエネルギーの地産地消システムの構築やカーボンニュートラルの実現に、少しでも貢献したいとの強い思いから「志あるところ、道開く」の信念をもって、これからも、更に新たな事業を創出し、地域活性化へ少しでも貢献できるよう精一杯頑張っております。特に、「ミッション、ビジョン、バリュー、カルチャーのMVCを基に次世代への貢献を目指してまいります。

代表取締役 高島保夫

Contents

Business
Company
Contact
Privacy policy

News

2023年09月15日
「盛岡県川島力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び掲載について

2023年03月15日
「岩手九戸電力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び掲載について

2022年03月23日
ホームページオープンしました。

Company

会社名	株式会社タカ・クリエイト
代表者	代表取締役 高島 保夫
本社住所	〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
TEL	090-9907-3626
FAX	0586-52-2179
資本金	500万円
設立月日	令和3年2月24日
事業内容	再生可能エネルギー事業の企画、開発及びこれらに付帯関連するコンサルティング業務、エネルギー事業関係のシステム化、PPA他コンサル、エネルギー事業関係機器、システムの販売、仲介業務他
取引銀行	みずほ銀行一宮支店

トップ 事業案内 会社概要 お問い合わせ プライバシーポリシー

COPYRIGHT © 株式会社タカ・クリエイト ALL RIGHT RESERVED.

ブログ

Just another WordPress site

トップ 🔍

「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

2023年9月15日 / WPMMASTER

詳細はこちらから
<https://takacreate.com/morioka.html>

📁 未分類

古い投稿
[「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について](#)

検索 🔍

最近の投稿

「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「岩手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

ホームページオープンしました。

アーカイブ

2023年9月

2023年3月

2022年3月

カテゴリー

未分類

トップ Powered by WordPress | Theme by Themehaus



株式会社 タカ・クリエイト

090-9907-3626

電話対応時間: 9時~17時半 土日休み

お問い合わせ

Top
トップ
Business
事業案内
Company
会社概要
Contact
お問い合わせ
Privacy policy
プライバシーポリシー

Morioka 「盛岡笹川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

令和5年9月15日

「盛岡笹川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

株式会社タカ・クリエイト

環境影響評価法に基づき「盛岡笹川風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を公表いたします。

■方法書の縦覧
【縦覧場所】

- ・盛岡市 若園可分庁舎 環境部 環境企画課
- ・盛岡市 笹川支所
- ・宮古市庁舎 エネルギー・環境部 環境課
- ・宮古市 川井総合事務所

【縦覧期間】
令和5年9月15日（金）から令和5年10月14日（土）までの開庁日及び時間

■インターネットによる方法書の公表
・<https://takacreate.com>

【方法書一本編】



[本編](#) [【PDF形式】](#)

目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
 - 2.1 対象事業の目的
 - 2.2 対象事業の内容
- 第3章 対象事業実施地区及びその周辺の概況
 - 3.1 自然的状況
 - 3.2 社会的状況
- 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - 4.1 環境影響評価の項目の選定
 - 4.2 調査、予測及び評価の手法の選定
- 第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
資料編

【方法書一要約書】



[要約書](#) [【PDF形式】](#)

※方法書及び要約書は、令和5年9月15日（金）から令和5年10月30日（月）までご覧いただけます。
但し、印刷することはできません。

■意見書の提出
【意見書提出方法】
本環境影響評価方法書について、環境保全の観点からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱にご投函をいただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください。
意見書用紙は下記よりダウンロードしてください。

[意見書用紙](#) [【Word形式】](#)

【意見書の受付期間】
令和5年9月15日（金）から令和5年10月30日（月） ※郵送の場合は、当日消印有効

■説明会の開催
【開催日程及び場所】

- ・盛岡市
令和5年9月30日（土）15時00分より 盛岡老人福祉センターにて
（若手県盛岡市川目10-78-1）
- ・宮古市
令和5年10月1日（日）10時00分より 門馬地域振興センターにて
（若手県宮古市区界3-32-20）

■お問い合わせ先
株式会社タカ・クリエイト

〒491-0903
盛岡県一宮市八幡2-1-1-1203
Eメール: takac.1971@outlook.jp
※Eメールによる、方法書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしておりません。

Contents [コンテンツ](#)

- [Business](#)
事業案内
- [Company](#)
会社概要
- [Contact](#)
お問い合わせ
- [Privacy policy](#)
プライバシーポリシー

News [最新記事](#)

2023年09月15日
「盛岡笹川風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

2023年03月15日
「若手九戸風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

2022年03月23日
ホームページオープンしました。

↑

トップ
事業案内
会社概要
お問い合わせ
プライバシーポリシー

COPYRIGHT © 株式会社タカ・クリエイト. ALL RIGHT RESERVED.

・岩手県のウェブサイト

The screenshot shows the official website of Iwate Prefecture (岩手県). The main content area is titled "盛岡築川風力発電事業" (Morioka Kizukawa Wind Power Generation Project). The page is structured as follows:

- Header:** Iwate Prefecture logo and navigation menu (Home, About, etc.).
- Left Sidebar:** A vertical list of links under "環境影響評価法に基づく手続き案件" (Cases requiring environmental impact assessment procedures). A black box labeled "インデックス" (Index) is overlaid on this sidebar.
- Main Content:**
 - Project Overview:** Project name, location (Morioka City), and application number (1908221).
 - 環境影響評価手続状況 (Environmental Impact Assessment Status):**
 - 事業の名称:** 盛岡築川風力発電事業
 - 事業の種別:** 風力発電 (陸上)
 - 事業の規模:** 出力: 40,200kW (40.2MW)
 - 事業の実施区域 (予定地):** 盛岡市及び宮古市
 - 事業者:** 株式会社アリス・クリエイト
 - 環境影響評価手続:** 公示
 - 手続実施通知:** 令和5年9月14日付
 - 方法:**
 - 公示書の発行: 令和5年9月14日付
 - 公示書の掲載期間: 令和5年9月15日から10月14日まで
 - 最終意見の提出期間: 令和5年9月15日から令和5年10月30日まで
 - 取組期: 令和5年9月30日、10月1日
 - 意見の掲載期間:
 - 取組期間の開始:
- Bottom Section:** "このページに関するお問い合わせ" (Inquiries about this page) with contact information for the Environmental Policy Section.
- Footer:** Site navigation, contact information, and a decorative illustration of a rural landscape.

・盛岡市のウェブサイト

盛岡市 MORIOKA CITY

暮らし・関係 子育て・教育 健康・福祉 観光・スポーツ・文化 イベント 市政情報

盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催について

盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

株式会社タカ・クリエイトによる盛岡築川風力発電事業について、環境影響評価法の規定に基づき、次のとおり方法書の縦覧が実施されておりますのでお知らせします。

計画段階環境配慮書の縦覧	
実施事業者	株式会社タカ・クリエイト
事業実施想定区域	岩手県盛岡市築川地区
縦覧場所	盛岡市若園町分庁舎1階ロビー、盛岡市築川支所
縦覧期間	令和5年9月15日(金曜日)から令和5年10月14日(土曜日)まで
縦覧時間	盛岡市若園町分庁舎 土、日、祝日を除く8時30分から17時30分まで 盛岡市築川支所 土、日、祝日を除く8時30分から17時15分まで
意見書の提出方法	住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記載の上、意見書交付終了日までに縦覧場所の意見箱へ後面張るか、下記の問い合わせ先へ郵送またはメールでご提出ください。 (当日消印有効)
意見書の受付期間	令和5年9月15日(金曜日)から令和5年10月30日(月曜日)
問い合わせ先	T491-0903 愛知東一富市八幡2丁目1-1 株式会社タカ・クリエイト 電話：090 9907 3626 (土曜日・日曜日・授祭日及び12月28日から1月4日を除く 午前9時30分～午後6時) メール：takac.1971@outlook.jp 担当：髙島 保夫

※環境影響評価方法書は、株式会社タカ・クリエイトのホームページでも掲載しています。

■ 株式会社タカ・クリエイト(外部リンク)

説明会の開催	
開催場所	高川老人福祉センター
開催日時	令和5年9月30日(土曜日) 15時00分から

よりよいウェブサイトにするために、このページにどのような問題点があったかをお聞かせください。

このページに問題点はありましたか？

- 情報が十分掲載されていなかった
- ページの構成がわかりにくかった
- 文章や表現がわかりにくかった
- この情報を見付けるのに時間がかかった
- 古い情報なので参考にならなかった
- 特に問題なくわかりやすかった

送信

このページに関するお問い合わせ

環境部 環境企画課
〒020-8531 盛岡市若園町12-18 盛岡市役所若園町分庁舎2階
電話番号：019-626-3754 ファクス番号：019-626-4153
※ 環境部 環境企画課へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

このページのページへ戻る トップページへ戻る 表示 PC スマートフォン

掲載サイト / リンク集 / プライバシーポリシー / 著作権について

盛岡市役所
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12-2 [市役所の地図]
電話：019-651-4111 ファクス：019-622-6211
各庁舎や各支所などの閉庁日は、土曜・日曜日と祝日、年末年始です。
法人番号：6000020032018

- 市役所の案内
- 市役所受付窓口
- 盛岡市へのアクセス
- 盛岡市の紹介
- 市の組織と職員

Copyright © City of Morioka. All Rights Reserved.

・宮古市のウェブサイト

The screenshot shows the Miyako City website with a navigation menu on the left and a main content area. The main content area features a header with the city name and a search bar, followed by a breadcrumb trail: ホーム > 宮古市の組織一覧 > 環境課 > 環境係 > 風力発電事業にかかる環境影響評価方法書の縦覧について. The main heading is 「風力発電事業にかかる環境影響評価方法書の縦覧について」. Below this, there is a section titled 「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ」, which provides details about the public viewing of the environmental impact assessment methods for the Rikuzen River Wind Power Project. It includes the dates (September 15, 2023 to October 14, 2023), times (8:30 AM to 1:15 PM), and locations (Miyako City Office and Rikuzen River Wind Power Project Office). A notice of a public explanation meeting is also included, scheduled for October 1, 2023, at 10:00 AM at the Miyako Regional Revitalization Center. Contact information for Takac Create is provided at the bottom of the main content area.

「森・川・海」とひとが調和し共生する安らぎのまち

宮古市

検索方法: 検索, サイトマップ

Language: Japanese, English, 中文繁體, 中文簡體, 日本語

読み上げ, 文字の大きさ: 大, 中, 小, 背景切り替え: 白, 黒, 赤

市民の皆さんへ, 観光される皆さんへ, 事業者の皆さんへ, 東日本大震災関連

ホーム > 宮古市の組織一覧 > 環境課 > 環境係 > 風力発電事業にかかる環境影響評価方法書の縦覧について

総務課, 財政課, 契約官財課, デジタル推進課, 税務課, 企画課, 公共交通推進課, 秘書課, 田老総合事務所, 新里総合事務所, 川井総合事務所, エネルギー推進課, 環境課

風力発電事業にかかる環境影響評価方法書の縦覧について

▼ サイト

更新日: 2023年9月15日

● 盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

株式会社 タカ・クリエイトが計画している「盛岡築川風力発電事業」に関して、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法を取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を行っています。

インターネットでの縦覧はこちら⇒ *Taka・Create*
株式会社 タカ・クリエイト

- 縦覧期間: 令和5年9月15日(金)～令和5年10月14日(土)
※土日祝日を除く
- 縦覧時間: 8時30分～17時15分
- 縦覧場所: 環境課(市役所4階)、川井総合事務所
- 意見書受付期間: 令和5年9月15日(金)～令和5年10月30日(月)

● 環境影響評価方法書についての説明会を開催します

- 日時: 令和5年10月1日(日) 10時
- 場所: 門馬地域振興センター
- 問い合わせ先: 株式会社タカ・クリエイト
〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
TEL: 090-9907-3626
Mail: takac.1971@outlook.jp

● お問い合わせ

エネルギー・環境部環境課
電話: 0193-62-2111 ファックス: 0193-63-9114

総合窓口課, 生活課, 福祉課, こども課, 介護保険課, 健康課, 観光課, 企業立地港湾課, 産業支援センター, 農林課, 水産課, 建設課, 都市計画課, 建築住宅課, 危機管理課, 消防対策課, 会計課, 上下水道部 経営課(公営企業), 上下水道部 施設課(公営企業), 上下水道部 生活排水課, 議会事務局, 教育委員会 総務課, 教育委員会 学校教育課, 教育委員会 生涯学習課, 教育委員会 文化課, 選挙管理委員会 事務局, 監査委員 事務局, 農業委員会 事務局

宮古市役所
〒027-8501 岩手県宮古市宮崎一丁目1番30号
電話 0193-62-2111 / ファックス 0193-63-9114 / 電子メール info@city.miyako.iwate.jp

プライバシーポリシー | 免責事項

・お知らせ

お 知 ら せ

「盛岡築川風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下「方法書」という）及びその要約書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和5年9月15日（金）～令和5年10月30日（月）
施設の開庁日及び時間に準ずる。

2. 閲覧にあたってのお願い

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、「意見書」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、「意見書」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送、もしくは電子メールで送付願います。

○受付期間 令和5年9月15日（金）～令和5年10月30日（月）
（郵送の場合は、当日の消印有効です。）

○送付先（郵送の場合）

〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
株式会社タカ・クリエイト
高島保夫

○意見書の電子メール送付先 takac.1971@outlook.jp

○記載事項

①氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

②方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<https://takacreate.com/>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、持ち出し、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

・意見記入用紙

(No.)

「盛岡築川風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

表記「方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記の住所宛に郵便にてお送りいただくか、電子メールに添付し、下記メールアドレス宛にお送りください。また、縦覧期間中は縦覧場所に備え付けております意見書箱への投函によりご提出いただけます。

- 意見書の郵送先 〒491-0903 愛知県一宮市八幡2丁目1-1
株式会社タカ・クリエイト
高島保夫
- 意見書の電子メール送付先 takac.1971@outlook.jp
- 意見書の提出期限 令和5年10月30日(月)〔当日消印有効〕

意見書

令和 年 月 日

項目	ご記入欄
お 名 前 (法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名)	
ご 住 所 (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 (日本語により意見の理由を含め て記載してください。)	

【備考】

- 意見書：氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）のご記入願います。なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(No.)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
- その他：弊社では個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	事業区域	伊藤（歩）委員	6	風車の設置予定位置が山田線上にありますが、杭基礎の施工やその存在が鉄道トンネルなどに与える影響は無いということでしょうか。	2号機風車についてはJR山田線の第一飛鳥トンネルの上に位置しますが、直上は避けて配置しております。また、第一飛鳥トンネルの南側入口の標高は約670m、北側入口は約610mとなっておりますが、2号機風車の基礎標高は約860mで、風車-トンネル間の厚層は概ね200m以上あると考えられます。従いまして杭基礎等の工法を用いた場合でも全く影響はないと考えております。
2	事業区域	伊藤（歩）委員	26	風車の配置において、右下から3つ目と4つ目の間に肌色の部分が見えますが、これは何を示しているのでしょうか。	JAPAN FARM 築川第2農場の鶏舎となっております。
3	事業区域	伊藤（歩）委員	83、98、106、107	対象事業実施区域は区界高原自然環境保全地域や宮古市区界高原鳥獣保護区、自然植生度9、保安林、優れた自然の保全区分Bといった保全を要する様々な場所と重なっています。これらの地域が保全のために指定された理由を確認していただいたうえで、当該区域を選定した理由について説明してください。また、自然環境保全地域や自然植生度9近辺、保安林、優れた自然の保全区分Bなど重要な場所を避けた風車の配置を検討いただきたい。	対象事業実施区域の一部が区界高原自然環境保全地域や宮古市区界高原鳥獣保護区、自然植生度9、鳥獣保護区、保安林、優れた自然の保全区分Bに指定されております。しかしながら、本事業の実際の改変区域（風力発電機建設ヤード、工事用・管理道路建設、伐採等）は概ね尾根上の線上の改変に限られてくると考えること、また、かつてこの区域は牧野⇒畑地⇒再び牧野と、すでに人為的な改変が行われてきたと聞き及んでおります。そのため、今回の現地調査等により現状の重要な保全対象をしっかりと把握した上で、環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減するよう検討し、今後の事業計画に反映いたします。
4	事業区域	石川委員	28、175	実施区域のほとんどが環境保全地域や水源涵養保安林と重複しており、環境への影響が懸念されます。この区域以外についての実施の検討は行われたのでしょうか。また、この実施区域でも問題ないと考えておられる根拠をご説明ください。	広域的に「局所風況マップ」（NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）、「環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム」（環境省）、地形的条件、道路アクセス、系統との関係等を総合的に検討の上、当該区域を選定いたしました。 事業実施に伴う環境影響が全くないとは考えておりませんが、No.3にも述べましたように今後の現地調査等により現状の重要な保全対象をしっかりと把握した上で、環境影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減するよう検討し、事業計画に反映していきたいと考えております。 また、地権者である築川牧野農業協同組合様に本事業のご相談を行っており、風力発電所としての利用について賛同をいただいております。
				(No.4追加) 「この区域以外についての実施の検討は行われたのでしょうか。」についての回答がありません。風況や道路アクセスなどの理由は、事業としてなぜこの区域を選定したのかの理由であり、私の質問の回答とは異なります。 No.3への回答を引用していますが、ここでは「実際の改変区域」についてではなく、「事業実施区域」が自然環境保全区域等に指定されていることを指摘しています。そのことを踏まえた回答をお願いします。	事業地選定には、まずは事業性を判断するため、広域的に風況、地形条件、道路アクセス、系統連系、用地取得の容易性から候補地域を挙げ、同時に自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特定植物群落、植物自然植生度8・9・10、希少猛禽類生息地メッシュ、保安林、緑の回廊、保護林、岩手県「優れた自然」、重要な地形等の情報も併せて検討しましたが、これら環境保全上の指定地域を完全に避けながら事業性を維持できる区域は容易には設定できませんでした。また、計画は当初16基で現状の対象事業実施区域から北西側にも広く取っていましたが、基数を11基まで削減するとともに風車間隔を約350mから約250mに圧縮する工夫を行い、極力区域を削減する努力を行いました。 対象事業実施区域は、アクセス手続き途中での顕著な拡大はできないため（修正前の対象事業実施区域から300m以上離れた区域が新たに対象事業実施区域に加わる場合は方法書からやり直しとなる）、想定する改変区域よりかなり大きめに設定しております。 一方、現時点の概略設計における想定改変区域を添付資料2 図1【非公開】にお示しますが、概ね尾根線上に風力発電機ヤードを配置し、それを繋ぐ形で工事用・管理用道路を計画しており、線上の改変区域となり、ほとんどの対象事業実施区域は改変する事は無いため、各種指定区域への環境影響もより小さくなるものと考えております。
5	事業区域	齊藤委員	161、165	対象事業実施区域が保全区分「B」で、かつ区界高原自然環境保全地域を含んでいる。区界高原自然環境保全地域を風力発電機設置箇所とした理由を説明いただきたい。	No.3及び4の回答で集約させていただきます。
6	事業区域	高橋専門調査員	28	本事業区域は自然環境保全地域・鳥獣保護区・保安林が大半を占めている。このような保全地域での大規模改変事業は見送るべきである。	No.3及び4の回答で集約させていただきます。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
7	大気	永幡委員	193、203	地図をみる限り、大雑把な地点としては、方法書で提案された「沿道①、沿道②」でよいと思われるが、この縮尺では具体的な測定・予測地点の確認ができない。実際の調査・予測地点の選定時には、道路形状、道路勾配や住宅の道への張り付きなどを勘案し、保全対象への影響が最も大きくなる場所を確実に選択していただきたい。その上で、評価準備書においては、具体的に選んだ調査・予測地点が、運搬経路内で最も保全対象に対する影響が大きくなることを確認できる資料を示していただきたい。	ご指摘の点に留意し、道路形状、道路勾配や住宅の道への張り付きなどを十分検討の上、適切な沿道調査地点を設定いたします。道路断面図等の詳細情報は準備書に記載いたします。
8	大気	永幡委員	193、203	p.137の記述によれば、対象事業実施区域及びその周囲には、騒音に係る環境基準の類型があてはめられた地域はないとのことである。周知のとおり、環境基準は地域指定制のため、類型が指定されていない地域においては、適用されない。何らかの理由で、どうしても環境基準を準用したい場合は、その正当性、妥当性を示す必要があり、準用する基準値を選んだ根拠についても明らかにする必要がある。なお、環境基準の準用にあたり、騒音に係る環境基準の類型指定はされていない地域において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例をあてはめることは極めて暴力的であることには留意していただきたい。	評価にあたっては「幹線交通を担う道路に近接する空間」の特例を当てはめることがないよう、留意いたします。
9	大気	永幡委員	197、199	風力発電機による騒音の健康影響については、科学的に十分に明らかになっているとは言えないのが現状である。日本における疫学調査の中にも、風車から住居の距離が1500m以内だと、2000m以上離れている人に対して睡眠障害のオッズ比が約2倍で、有意な増大が認められる、という報告もある（例えば、石竹ら、音響学会誌 74(5)）。このような知見があることも十分に踏まえ、科学的な知見が不十分な中で住民の健康が確実に守れる評価の方法について、ご提案いただきたい。また、評価準備書においては、不幸にも問題が発生した場合の対処について、明確に示していただきたい。	現行の環境影響評価法、その他関係法令、環境影響評価の手引き等に定められた手法に基づき予測を行い、基準・指針等に基づいた評価を適切に実施いたします。「住民の健康が確実に守れる評価の方法についての提案」につきましては、一事業者としては困難でございますが、今後、そのような現行よりも改善された評価方法や基準が確立された場合は、直ちに取り入れて対応いたします。また、万が一が本事業実施により住民の方々への健康影響が発生した場合には、事業者として責任をもって対応いたします。
10	水環境	伊藤（歩）委員	44、208	小河川や沢などの情報も可能な限り地図上に示してください。	今後の現地調査時に、地形図に無い小川や溪流、沢等の存在が明らかになった場合、準備書の図書に記載いたします。
11	水環境	伊藤（歩）委員	128	対象事業実施区域から最も近い水道水源（表流水）や湧き水などの位置を地図上に示してください。	水道水源につきましては、盛岡市、宮古市にも問い合わせを実施いたしましたが、明確になったものは方法書P128に示しました「去石田代浅井戸」のみでした。これ以外の表流水や湧き水の利用は行われている可能性があると思われませんが、自治体としては把握されていないとのことでした。
				(No.11追加) 「去石田代浅井戸」の位置を地図上に示してください。	「去石田代浅井戸」につきましては、方法書3.2-13（128）ページに記載しております。添付資料2 図2に再掲いたします。
12	水環境	伊藤（歩）委員	208、228	水質調査地点が対象事業実施区域からかなり離れています（特に西側）。集水域の末端部で採水可能な場所を選定されていると思われそうですが、できるだけ実施区域に近い場所（上流側）にも調査地点を設定するようにご検討ください。その場合、水生生物の調査地点もできるだけ水質調査地点と同じ場所となるように選定してください。	水質調査地点設定については、対象事業実施区域全体からの降雨流出を漏れなく捉えられるよう流域解析を行うとともに現地確認を行い、降雨出水時にも安全かつ確実に採水が可能なことを確認の上、設定いたしました。しかしながらご指摘を踏まえ、より上流部に設定可能な調査地点が存在するか、再度検討を行います。水生生物の調査地点も極力水質調査地点と同じ場所となるよう検討いたします。
13	水環境	石川委員	208	水質を測定する地点は、他の河川が合流する前でなければ影響を過小評価する可能性があります。特に水質⑥は3河川が合流する前に地点を設定すべきです。	水質⑥については、ご指摘のとおり北側の飛鳥地区からの沢（名称不明）、東からの栃沢、南東から合流する沢（名称不明）の合流部（橋が存在）になっておりますが、再度詳細に現地確認を行い、飛鳥地区からの沢の流路内に1地点、栃沢の流路内に1地点を確保できるか検討いたします。これにより対象事業実施区域からの流出には関係しない南東から合流する沢の流域を分離します。
14	水環境	伊藤（絹）委員	45	水質汚濁に関わる苦情受理件数として、盛岡市では5件発生していますが、苦情内容についてわかる範囲でおしえてください。	水質汚濁に関して盛岡市に問い合わせました結果は、添付資料1【非公開】にお示しいたします。
15	地形・地質	大河原委員	207	図3.1-12（p.50）の表層地質図に基づき土質調査地点を3地点としていますが、現地の地質状況を踏まえ、場合によっては3地点を増やすことを想定しているか伺いたい。	対象事業実施区域の北西側の領域は、広く砂岩・泥岩・珪質頁岩の互層となっておりますが、領域が広いため土質①の北西側で調査地点を増やす検討を行います。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
16	土地の安定性	大河原委員	174	「対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある」について、本事業との関連（の有無）について伺いたい。	現時点では対象事業実施区域として変更の可能性がある場所として広く設定しておりますが、今後詳細化する変更区域（風力発電機建設ヤード、工事用・管理道路建設、伐採等）は概ね尾根上の線上の変更に限られてくると考えております。現時点で対象事業実施区域に最も近い土砂災害特別警戒区域は、北側の本田沢の流路に沿った区域ですが、最も北側に位置する風車1号機からは約1kmの距離があります。従いまして実際には本事業のこの区域への影響はないものと考えております。
17	土地の安定性	大河原委員	174	「対象事業実施区域の周囲に山地災害危険地区がある」について、本事業との関連（の有無）について伺いたい。	対象事業実施区域に最も近い崩壊土砂流出危険地区（山地災害危険地区）は、対象事業実施区域の道路改変部の西端から約400m程度となりますので、道路改変工事によるこの区域への影響はないものと考えております。
18	動物	大西委員	217	コウモリの音声モニタリング調査は、高度約10mと50mにマイクを取り付けるとしている。しかし、本事業における風車の地面からブレード下端までの高さは61.5mであり、調査に用いるマイクはその高さに達していない。61.5m以上に設置すべきである。	先端部にマイクを固定することが困難ですが、可能な限り高い場所への設置を試みます。
19	動物	伊藤（歩）委員	189	猛禽類に関する専門家の意見について、岩手県内の専門家からも意見を聞くべきであると思われるが、そうされなかった理由について説明してください。	環境影響評価手続き開始前の事業立案時に、事前に岩手県内に最も詳しい専門家にご相談に伺ってまいりました。その後方法書作成着手後に担当スタッフも同席の上、正式に猛禽類に関するヒアリングをさせていただくつもりでございましたが、そのヒアリングができなかったため、事前相談時の内容につきましては方法書には掲載不可と認識してまいりました。 今後、内容については専門家へ確認させていただいた上、準備書以降にてお示しいたします。
				(No.19追加) No. 21のご質問にもあるように事前にヒアリングしているのであれば、準備書では遅いので、方法書の段階でヒアリング結果を示してください。	岩手県内に最も詳しい専門家に事前のご相談に伺いましたが、これは正式なヒアリングとは認識しておりませんでした。方法書に記載する「専門家ヒアリング」については事業計画がある程度明確になった後、専門スタッフ同行で改めてお願いするつもりでございましたが、お受けいただけなかったため、方法書に記載の専門家をお願いいたしました。この専門家は全国的な知見を有する方であり、岩手県内における猛禽類に関する調査手法についても十分な知見を有しておられる方と認識しております。
20	動物	前田委員	189		※非公開
21	動物	前田委員	189	2022年11月10日に、事業地周辺の猛禽類の生息状況を良く知る専門家にヒアリングを行ったと聞いています（辞退はされていません）。その結果を掲載して下さい。	上記No. 19の回答と同じとなりますが、環境影響評価手続き開始前の事業立案時に、事前に岩手県内に最も詳しい専門家にご相談に伺ってまいりました。その後方法書作成着手後に担当スタッフも同席の上、正式に猛禽類に関するヒアリングをさせていただくつもりでございましたが、そのヒアリングができなかったため、事前相談時の内容につきましては方法書には掲載不可と認識してまいりました。 今後、内容については専門家へ確認させていただいた上、準備書以降にてお示しいたします。
				(No.21追加) 猛禽類に関する専門家からの情報は、この場所で事業が可能かどうかに関わりますので、準備書に先送りはできません。また、この情報を示さずにパブリックコメントを受けることは不適切ですので、すぐに方法書に追加して公表が必要です。	繰り返しとなり恐縮ですが、方法書に記載する正式な専門家ヒアリングはお受けいただけませんでしたので、他の専門家にヒアリングをお願いし、方法書に記載いたしました。方法書に記載するヒアリング内容として不足は無いものと考えております。
22	動物	前田委員	215、241	11月10日のヒアリングによって、事業地周辺にイヌワシが生息していることは聞いています。しかし、猛禽類調査ではクマタカの生活史を参考とした手法を採用し、生態系評価の上位性注目種としてもクマタカを選定している理由を示して下さい。	対象事業実施区域から1.5kmの範囲を調査範囲としております。その範囲において営巣している可能性が考えられること、また、年間を通じて確認できる可能性が考えられるため、上位性注目種として選定をいたしました。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
23	動物	高橋専門調査員	213、215	任意観察やスポットセンサスを補完するために夜間～早朝の自動録音調査を追加すること。	ご意見を踏まえ、自動録音調査について、追加いたします。
24	事業区域、動物	前田委員	5	専門家からも指摘されているように、当事業地周辺はイヌワシの重要な採餌環境であり、風力発電施設の建設には不適切な立地です。専門家に相談の上、他の地域で事業地を探して下さい。	方法書にてイヌワシ等猛禽類の調査については記載しております。調査の中で餌場に行っている事が認められれば、近隣に餌場を今回の計画地以上に確保してまいる所存です。
				(No.24追加) 地元の専門家から採餌場所だと言われても信用しないのであれば、ヒアリングの意味がありません。また、保全措置は代償ではなく回避が原則です。	現地猛禽類調査については、弊社社事業である岩手九戸風力発電事業方法書の技術審査会（令和5年7月）において前田委員よりご指摘いただいた点も考慮し、非営業期間も含めた連続2年間にわたる調査を令和5年9月に開始いたしました。イヌワシの採餌環境としての利用の有無も含め調査を継続しております。その結果を踏まえた保全措置等については、専門家へも相談させていただきます。なお、現時点（令和5年12月）までの調査では採餌の実績は見られておりません。
25	事業区域、動物	高橋専門調査員	68	本事業区域はイヌワシとクマタカの生息域であり、バードストライクや生息地消失となる事業は見送るべきである。	上記No. 24に合わせ、風車にバードストライク対策や風車の周りが餌場にならないような対策を実施します。
26	動物	伊藤（絹）委員	125	これまでに閉井川漁業協同組合と盛岡河川漁業協同組合に対しての説明などは実施されていますか。	まだ閉井川漁業協同組合と盛岡河川漁業協同組合に対してのご説明が未実施ですが、今後、関係の皆様の見聞も聞きながら対応いたします。
27	動物	伊藤（絹）委員	215	魚類の調査時期に関して、春と夏の二季だけの調査計画になっていますが、秋の調査を実施しない理由を教えてください。冬季については難しいかもしれませんが、秋の調査は可能のように思います。秋の実態も重要項目であると考えられますが、どのようなお考えなのでしょう。	文献その他資料調査により確認した重要な種の主な活動時期であり、捕獲の可能性が高い時期として選定いたしました。
				(No.27追加) 活動時期としては秋季も重要な季節ですし、出現優占種にも違いがあると思われま。この地域の生物の特徴、生態を理解するためには現地の調査が大変重要な意味を持つものと考えられるので、調査計画の再検討をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、秋季調査を追加することを検討いたします。
28	景観	伊藤（歩）委員	109	主要な眺望点から風車群がおおよそどのような見え方になるのかフォトモンタージュの例を示していただきたい。	方法書はフォトモンタージュを作成するための現地調査の手法及び、準備書や評価書で実施する予測及び評価の手法をお示しし、ご意見をいただく段階となります。また、風力発電機の配置も様々検討している段階であることから、現地調査実施前である方法書においてはフォトモンタージュをお示しできませんでした。準備書において、フォトモンタージュをお示しいたします。
29	景観	三宅委員	253	ここで取り上げている景観資源は視対象のことでしょうか？ 視対象とするのなら、眺望点から眺望可能な範囲と距離からも景観資源を抽出する必要があります。例えば、本事業対象地は兜明神、岩神山からの岩手山、見晴山からの姫神山への眺望を阻害しないかの検討が必要です。巨大かつ垂直な人工物は視線を誘導するので60℃よりも広い120℃の視野角で検討することが重要です。	景観資源については、客観的に調査・予測・評価するために、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）に記載される「自然景観資源」を対象としています。 なお、準備書へのフォトモンタージュの掲載については、『人間が特定の対象を非探索的に眺める場合（例：展望台から景色を眺める場合）の視野は、既往の研究の結果によって「60° コーン説」が定説となっている。つまり、特定の眺望対象がある場合、その眺望対象を中心とする60度の範囲の重要性が高まる（景観改変行為による影響が大きくなりやすい）。』（「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」平成 25 年 3 月、環境省より）という知見を踏まえ、水平面角60度で掲載する方針としております。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
30	景観	三宅委員	253	本事業区域に関しては、主要な眺望点からの眺望景観の変化をフォトモンタージュで予測し、評価する必要がある。眺望に関しては広域になるので、「対象事業実施区域及びその周囲」では不十分である。	方法書はフォトモンタージュを作成するための現地調査の手法及び、準備書や評価書で実施する予測及び評価の手法をお示しし、ご意見をいただく段階となります。今後、現地調査を実施し、その結果を準備書において予測評価いたします。また、「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(Ⅱ) 調査・予測の進め方について ~資料編~」(環境省 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年)において、「垂直視角と送電鉄塔の見え方」は、垂直見込角が1~2°を超えると景観的に気になり出す可能性がある」とされているため、視野角1度以上で将来の風力発電機が視認される可能性のある範囲(約10.3km)を「対象事業実施区域の周囲」として文献調査を行っており、文献調査の結果については3章にお示しのとおりとなります。文献調査の結果及び可視領域図から風力発電機が視認される可能性がある地点を、4章において主要な眺望点としてお示ししております。
31	景観	三宅委員	253	兜明神、岩神山、見晴山から眺望される主要な山、丘陵等を抽出する必要がある。兜明神は視対象としても重要な資源であり、早池峰山から兜明神への眺望に限らず、例えば宮古方面の国道あるいはJR山田線車窓などからその背景に風車が林立するのかを予測・評価する必要がある。誰が評価するのか。	主要な眺望点につきましては、観光客等が眺望目的で利用する可能性がある場所や、地域住民の皆様が慣れ親しんでいると考えられるビュースポットとして、「①岩神山」、「②見晴山」、「③兜明神岳」を選定しており、兜明神岳を望むビュースポットとして、『いわての残したい景観』(岩手県HP)も参考として「④区界高原」、「⑤道の駅区界高原」を選定しております。 宮古市方面の国道沿い及びJR山田線においては、眺望目的で利用される駐車帯や駅等が、文献調査において確認されなかったことから主要な眺望点として選定していませんが、引き続き情報収集に努め、眺望目的で利用される駐車帯や駅等のビュースポットが確認された場合には、適宜主要な眺望点に追加選定いたします。 選定いたしました主要な眺望点の現地調査においては、眺望に関する設備の状況、や眺望の特性、利用状況等についても調査を実施し、住民説明会等の場を通じて意見聴取に努め、現地調査の結果や、いただいたご意見等を踏まえて、予測及び評価を行い、眺望景観に配慮した事業計画となるよう、努めてまいります。
32	人触れ	齊藤委員	109	図に示されたとおり、対象事業実施区域近隣は自然を楽しむ多くの人が集うエリアになっている。自然景観や自然との触れ合いを考えると事業の実施が極めて困難に思えるが、このエリアが風力発電設置に最適と判断した理由や、設置による利点を説明いただきたい。	自然を楽しむ場所のエリアから少し離し、地元へ愛される風力発電所を計画しております。なお、住民説明会におきましては、風力発電施設近傍に人が集まれるような施設(例えば東屋や展望台等の人と自然とのふれあい活動の場)を作ってほしいとの具体的ご要望もいただいております、今後検討を行ってまいります。
33	人触れ	永幡委員	256-260	p.112-113の記述をみると、事業地域周辺には、キャンプ場やトレッキングルート等の、一定程度の静穏性が求められると考えられる人と自然とのふれあい活動の場が認められる。特に、「自然観察」に野鳥観察(バードウォッチング)が含まれるならば、かなりの程度の静穏性が求められることも考えられる。そのため、施設の稼働により、それぞれの人と自然とのふれあい活動の場において求められる静穏性が、十分に確保できるのかについての評価が必要不可欠である。	ご指摘も踏まえ、人と自然との触れ合いの活動の場におきましても環境要因として「施設の稼働」を選定いたします。 なお、住民説明会におきましては、風力発電施設近傍に人が集まれるような施設(例えば東屋や展望台等の人と自然とのふれあい活動の場)を作ってほしいとの具体的ご要望もいただいております、今後検討を行ってまいります。
34	土地利用	平井委員	-	事業実施区域の一部は国有林のようですが、その他の土地の所有者のおおまかな情報をお教えいただけますでしょうか。重ねて、所有者(国有林の管理者を含む)との交渉の状況についてもお聞かせください。	対象事業実施区域の所有者としては、築川牧野農業協同組合、築川生産森林組合、二和木材、共有地が主であり、国有林は極力使わない予定としております。所有者からは、地元の活性化、地元貢献のためにも、風力発電施設の適地であれば是非とも開発してほしいとのご意向をいただいております。
35	その他	大河原委員	10	「工事用資材等の搬入に係る車両の主要な走行ルートは図2.2-5のとおりである。既存道路のカーブ部分の拡幅等(伐採・造成・鉄板敷設等)は最小限にとどめ、各風力発電機の設置箇所に至る道路を整備する」とあります。ここでの“最小限にとどめ”について、もう少し具体的な方針を伺いたい。	既存道路のカーブ部分の拡幅等で必要となる土工量や伐採範囲等の改変を極力最小限に抑える方針といたします。大型部品搬入も同じルートとなりますが、起立装置付きの特殊トレーラー等を用い、ブレードを起立させて搬入する等で、極力道路改変の程度を抑える方針です。
36	大気	関係課	10、192	「5 調査期間等」に平日及び土曜日の昼間(6~22時)各1回実施との記載があり、2.2-8(10)頁の2.交通に関する事項の(2)には特殊車両による大型部品の輸送は夜間実施すると記載されている。夜間の輸送は、この時間内に行われるのか。	大型部品の輸送は、既存交通への影響を最小にするため、昼間(6~22時)ではなく深夜に実施します。風力発電機1基当たり1日最大5台程度の車両(車列)で行う予定で、ルート上は速度20km/h以下の低速で、一過性の通行となります。

No.	項目	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
37	大気	関係課	10、193	2.2-8 (10) 頁の2. 交通に関する事項の(2)に特殊車両（トレーラー等）への積み替え作業を行う可能性あることを記載しているが、積み替えを行うこととした場合に、「3 調査地域」の選定に変更は生じるのか。	大型部品の積み替え作業を行う必要が発生した場合は、ルート上の空き地の使用を検討します。この空き地での改変等はいりません。従いまして、調査地域に変更はないと考えております。

※非公開資料

別添資料（質問 No. 4）

※非公開

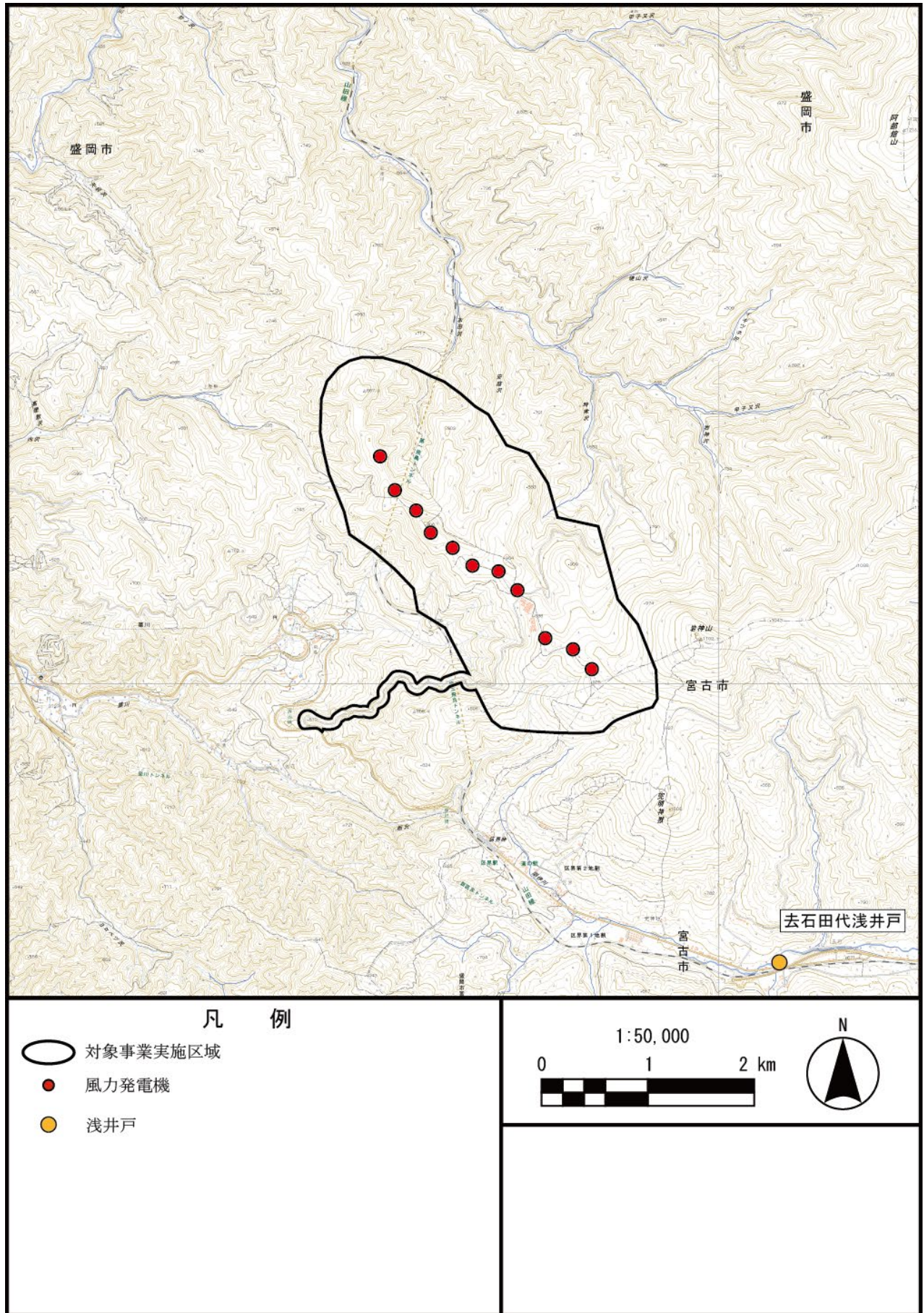
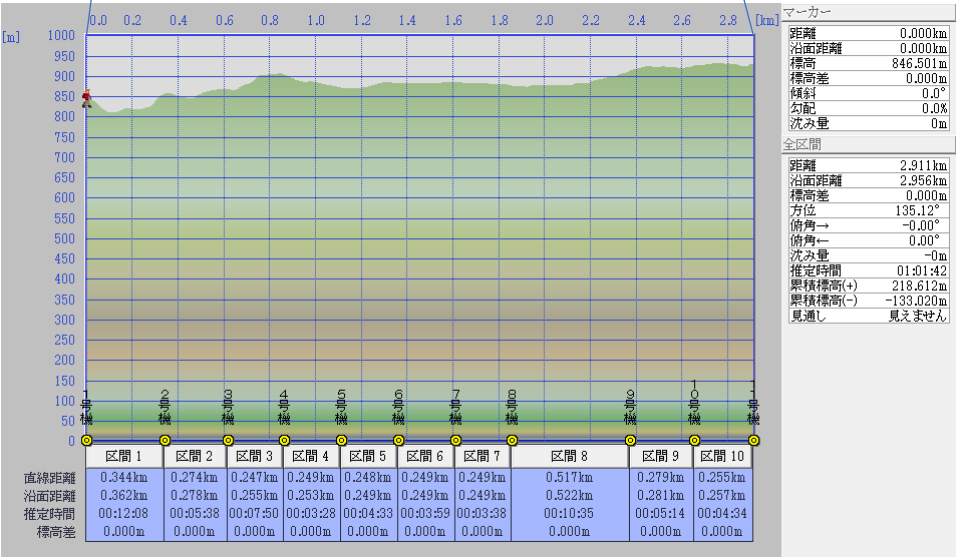
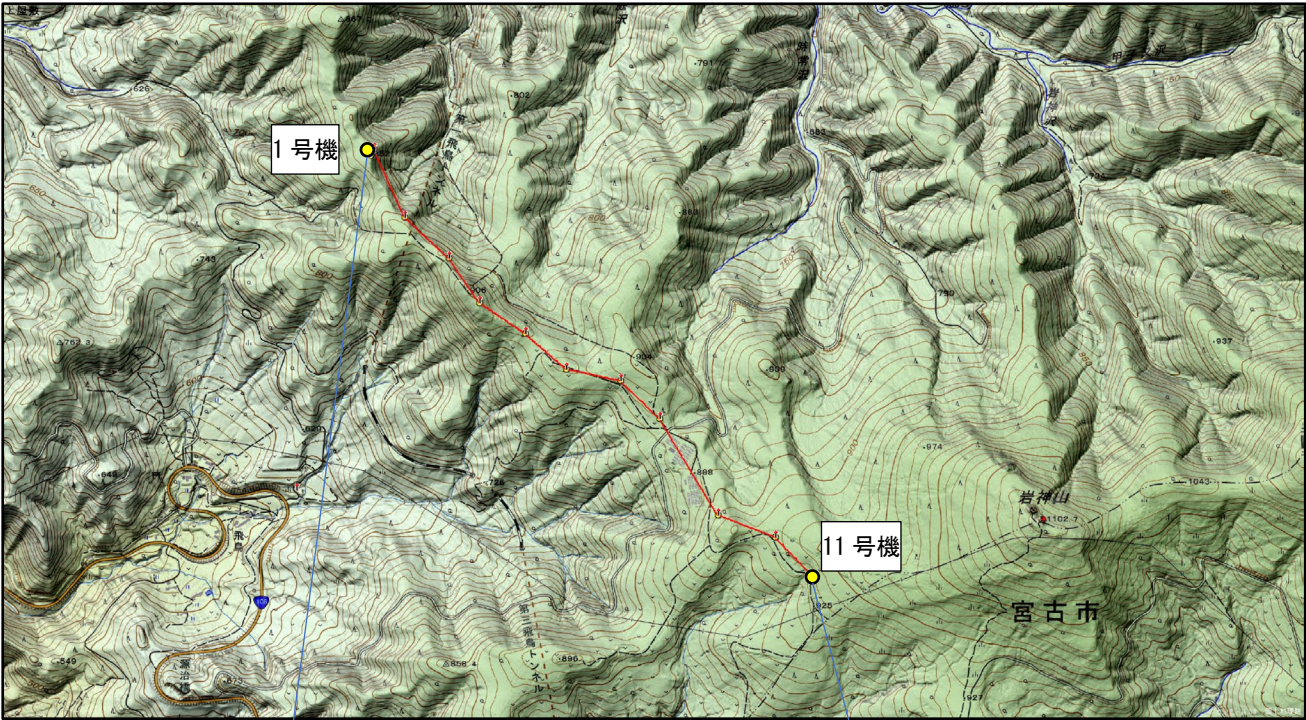
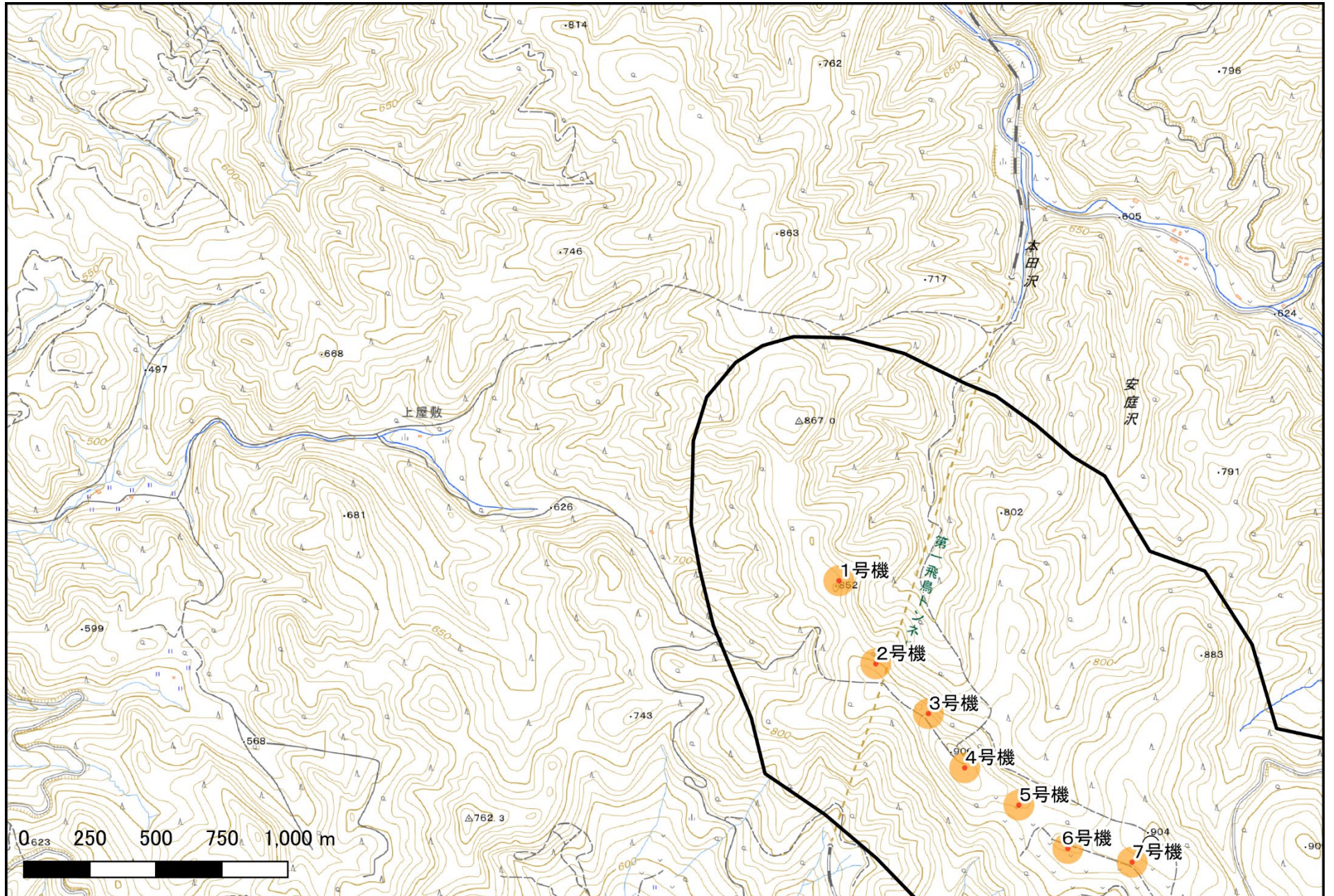
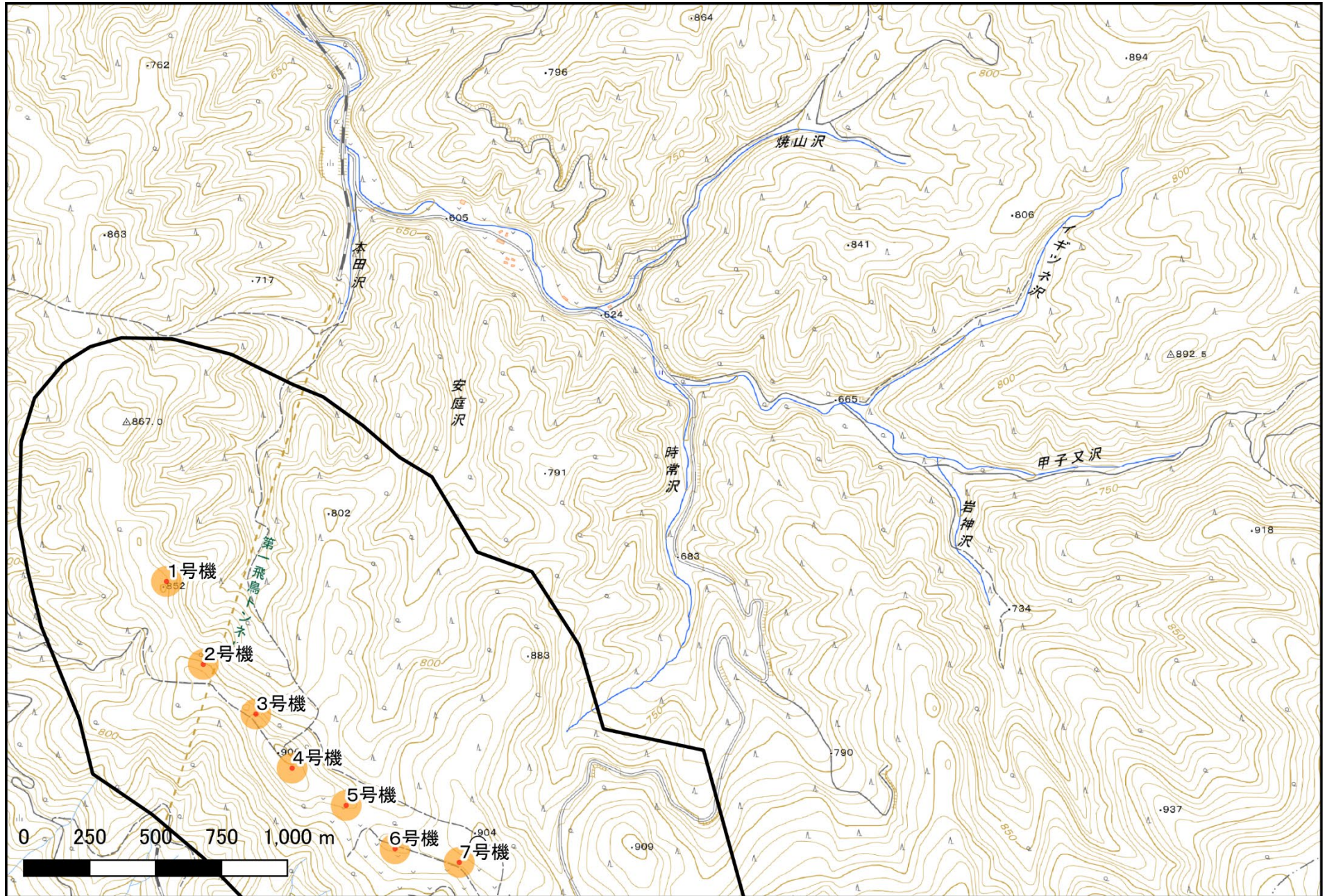


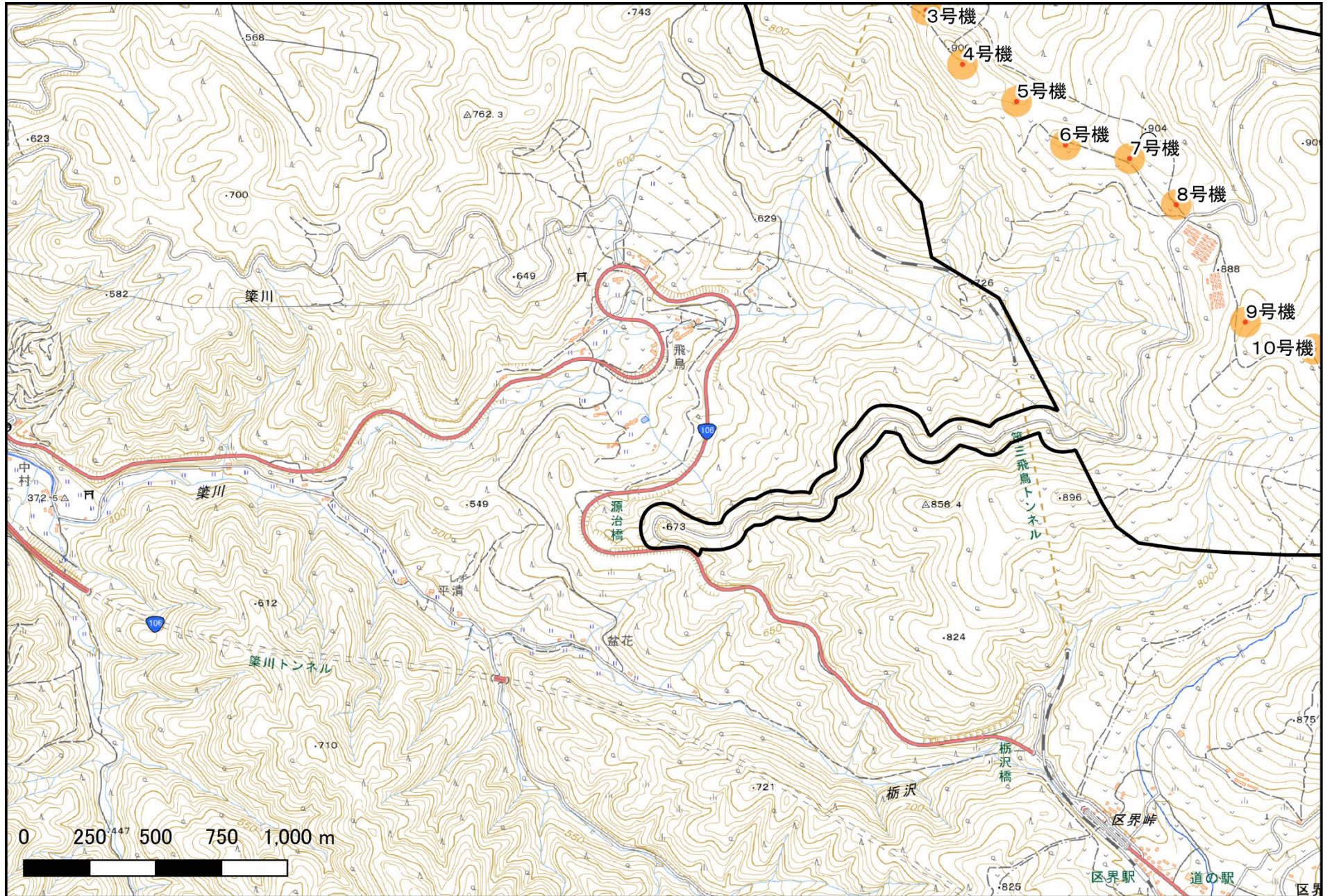
図2 水道用水の取水地点(去石田代浅井戸)

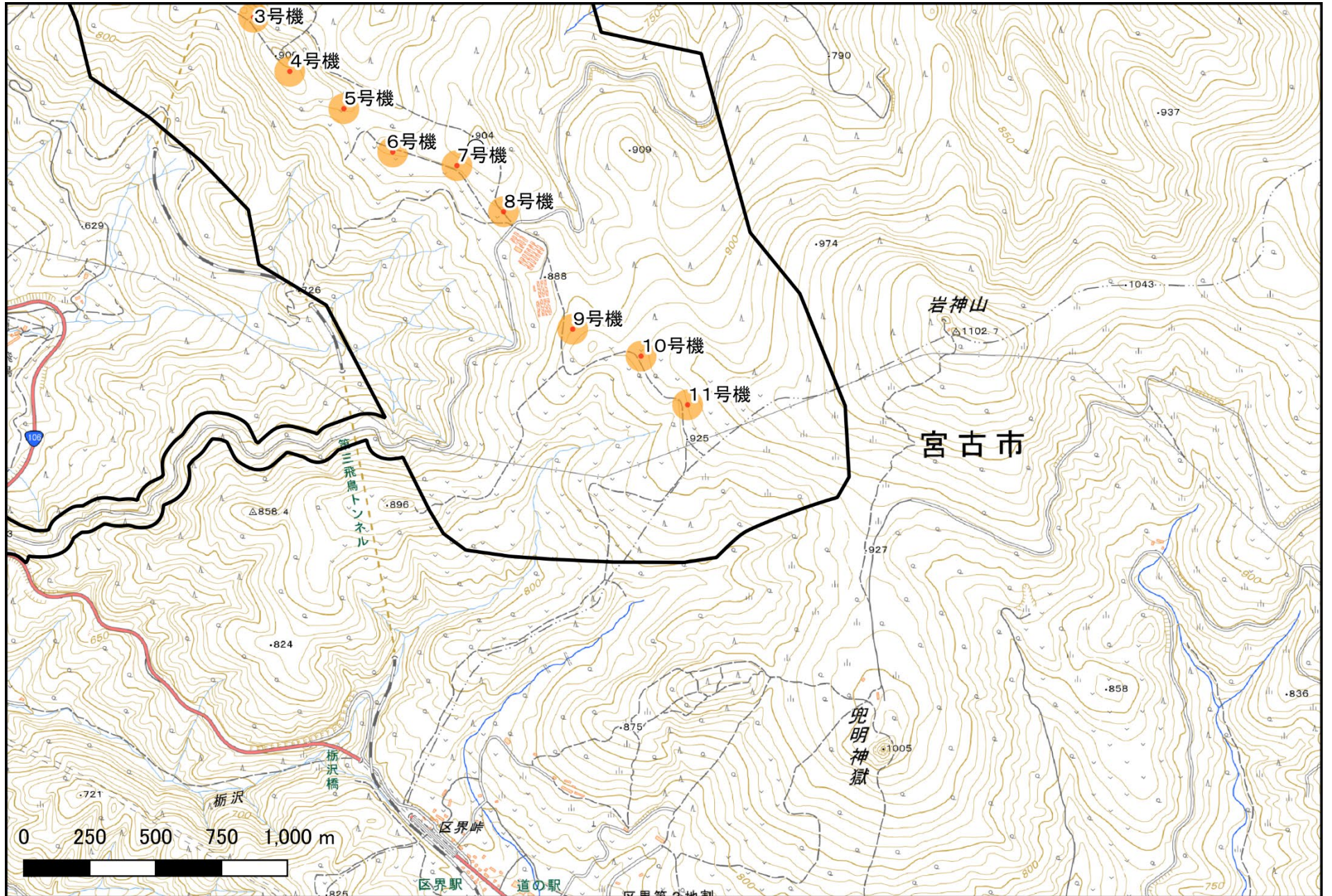
※非公開











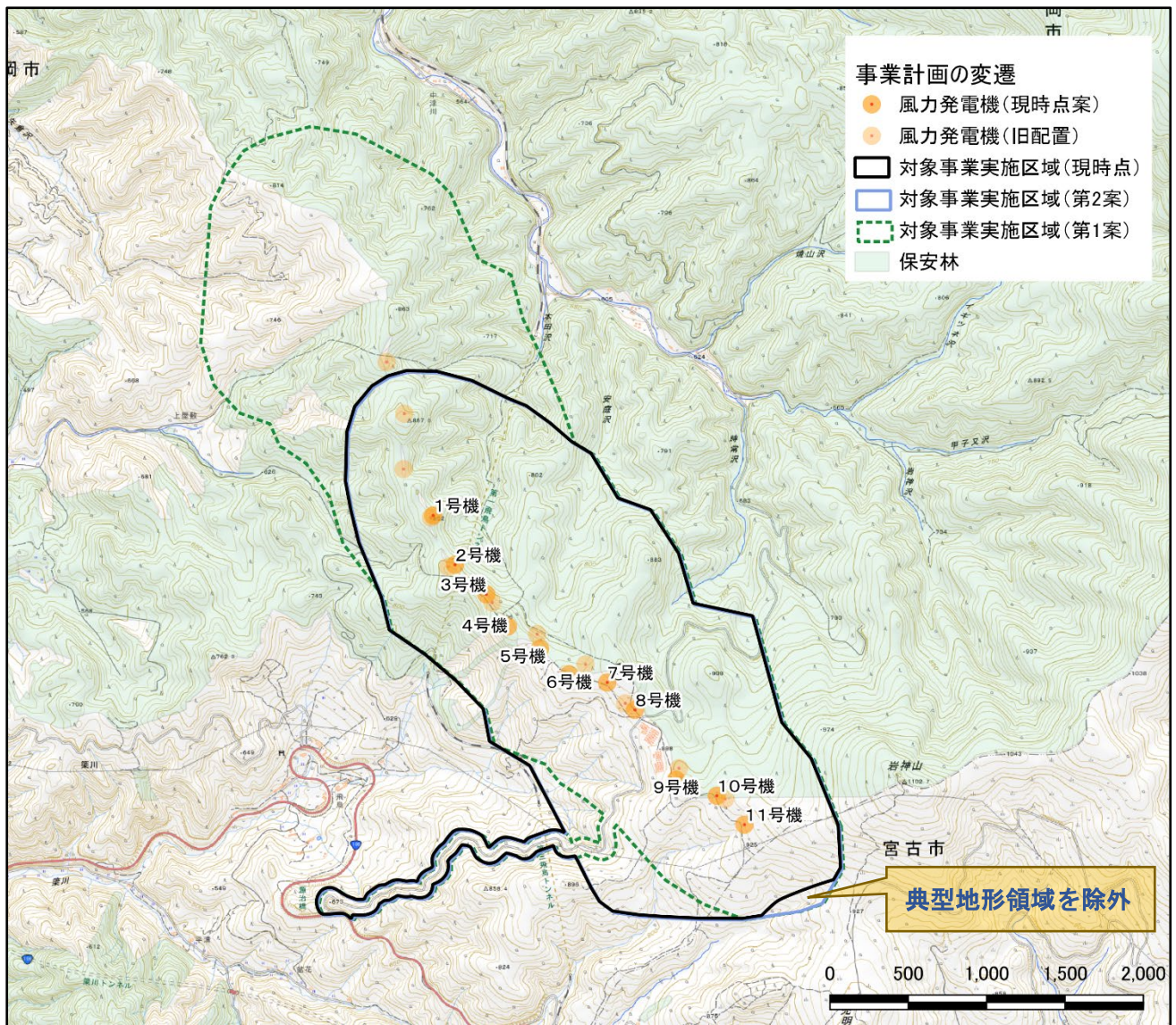
※非公開

※非公開

※非公開

※非公開

※非公開



○事業計画の変遷

第1案	対象事業実施区域は、現時点案より北西側に1.7km程度広がった区域であった。1号機は現時点案より1km程度北西に位置していた。風力発電機間隔は概ね350m程度で配置していた。
第2案	北西側の保安林内の風力発電機削減するため、全体の風力発電機間隔を調整し、狭いところでは250m程度になるまで狭め、北西側3基を削減した。代わりに南東側に1基増やし(11号機)、総基数は維持した。また、中央付近に位置する風力発電機を若干移動し(尾根線からは大きく外れない程度)、極力保安林内に入らないようにした。
現時点案	対象事業実施区域から「日本の典型地形」((財)日本地図センター、平成11年)の『兜明神嶽』の領域と重なる部分を除外した。

陸上風力発電所に係る環境影響評価の 課題と対応

R 6.1.18

岩手県環境生活部環境保全課

1



項目	ページ
1. 課題と対応（概要）	3
2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準	9
3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法	22
4. 陸上風力発電事業の事後調査	34
5. 環境影響評価図書の公表及び利用	40

2

1. 課題と対応（概要）

3

1. 課題と対応（概要）

対応のポイント



1 立地を避けるべきエリアの明示（立地選定の基準）

- ・自然公園、保安林等を環境保全上支障を及ぼすおそれのある区域（立地による環境影響を回避すべき区域）として明示
- ・最新の科学的知見に基づきイヌワシの重要な生息地のマップ化を検討

2 アセス評価手法の充実（評価項目及び手法の指針）

- ・立地による影響が大きい騒音、動植物、景観等に関して、地域特性を踏まえ、影響の回避・低減を図るための定量的な評価手法を明示

3 アセス終了後のモニタリング（事後調査の指針）

- ・事業開始後に事業者が行う環境調査の計画書及び報告書の提出を求め、環境保全措置の効果等を検証
- ・環境調査の前提となるアセス評価書について準備書知事意見との対応状況を確認し、結果を公表

4 アセス図書の公開と利用の拡充（アセス図書の公開・利用の指針）

- ・現行制度上1か月間に限られるアセス図書の縦覧期間を県HPで延長
- ・希少種等の非公開の図書情報を活用し、事業が集中することによる累積影響の評価データベースを構築

4

1. 課題と対応（概要）

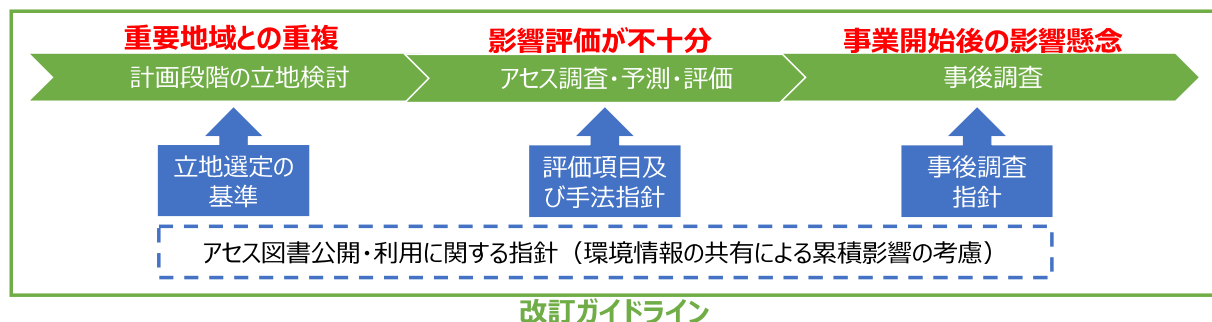
検討の背景



策定の背景・目的

- 2021年3月、本県の**2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ**を掲げる岩手県地球温暖化対策実行計画を策定
- 2022年度、**陸上風力発電事業の環境アセス件数が過去最高**を記録。**自然環境、景観等への影響の懸念**が顕在化
- 2023年3月、**促進区域の環境配慮基準**の策定、**配慮書段階**の評価手法を示した「**配慮書ガイドライン**」の策定。
- 2023年、**方法書手続に移行した事業**で、①環境保全上**重要な地域との重複**、②アセスの**影響評価が不十分**、③**事業開始後の希少種への影響懸念**などの課題が続出
- 国では、**2030年ネイチャーポジティブ**の実現に向け、2030年までに**国土の30%を保全する新たな目標**を設定
- TNFDの設立など自然環境への関わりに関する**企業の情報開示のニーズ**が高まる中、**自然環境への適切な配慮は企業価値の向上に寄与**
- 環境影響を適切に評価し公表する仕組みである**環境アセスを充実**させることにより、**環境と共生する風力発電事業者を支援**
- 陸上風力発電事業の①**計画段階の立地選定**、②**アセス調査・予測・評価**、③**事業開始後の調査**の各段階及び④**横断的事項**に分けて、地域特性を踏まえて**留意すべき事項を基準・指針**として示し、その**考え方を改訂ガイドライン**としてとりまとめる。

※TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosure「自然関連財務情報開示タスクフォース」）：企業の経済活動による生物多様性への影響を評価・情報開示する枠組みの構築を目指す国際組織



1. 課題と対応（概要）

課題と対応



段階	課題	当面の対応	条例改正も視野に入れた制度的対応
1.計画段階（立地選定基準）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然公園やイヌワシ生息地との重複など立地選定が不適切な事業が散見 ➤ 事業者があらかじめ対処できるよう、計画段階で考慮すべき重要な地域を可視化することが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立地による影響を避けるべきエリアを可視化し、立地選定の基準として明示（レッドゾーン） ➤ 「基準」は、促進区域に係る国・県環境配慮基準を参酌して設定 ➤ イヌワシの生息・繁殖に与えるインパクトに応じ重要な生息地のマップ化を検討 ➤ エリアの外側はグレーゾーンとし、環境アセスで開発と保全の利益を適切に比較考量 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「基準」をアセス条例に位置づけ、法的根拠を付与 ➤ 「基準」に法アセス知事知見を紐づけ、知事意見に事実上の拘束力を付与 ➤ 「基準」に係る技術的な事項はアセス条例の技術指針に反映
2.環境影響の評価（評価項目・手法の指針）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域特性を考慮しない画一的な評価や主観的で定性的な評価が散見 ➤ アセス審査会や知事意見で同じ指摘の繰り返し ➤ 開発による影響が生じることは不可避である以上、地域特性を踏まえた定量的な評価を正確に示すことが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 立地による影響が大きい騒音、水環境、動植物、景観などについて、地域特性を踏まえた定量的な評価手法を明示 ➤ 方法書・準備書の作成に当たって事業者が事前に確認できるようチェックリスト化 	
3.事業開始後のモニタリング（事後調査の指針）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 決算書に相当する事後調査報告書の提出義務がなく、アセスの検証が不十分 ➤ 報告書の前提となる評価書の課題が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後調査の計画書や報告書の提出を求め、保全措置の実施状況を確認・公表 ➤ 評価書における準備書知事意見への対応状況を確認・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後調査手続への県の関与をアセス条例で制度化 ➤ 評価書への知事意見提出をアセス条例で制度化
4.環境情報アクセス（図書の公開・利用の指針）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ アセス図書の公表が1か月に限定 ➤ 事業集中による累積影響が懸念されるが、図書の希少種情報は非公開 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事後者の許諾を得て、図書の公開期間を県HPで延長する仕組みの導入 ➤ 事業者の許諾を得て、県保有の図書の非公開情報の利用・分析を行う仕組みを導入 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県がアセス図書を継続的に公開する仕組みをアセス条例で制度化



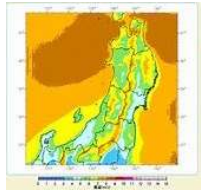
現状：環境配慮が後回しで地域の合意形成が不十分 **×**

◆風況が良好で送電線に近い地域

◆地権者の理解が得られる地域

◆環境影響評価

◆事業中止



岩手県の県北地域が有望だな

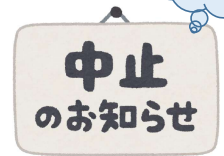


地権者の同意が得られそう



自然を守れ！

今さら言われても…



アセス費用が回収できない

今後：立地選定段階で環境配慮で将来のトラブルを回避 **○**

◆自然環境に配慮すべき区域を確認

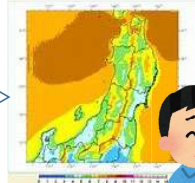
◆風況が良好で地権者の理解が得られる地域

◆環境影響評価

◆事業着工



まず自然環境保全エリアは外そう



風況も地権者も大丈夫そう



自然環境に配慮された計画だな




これからも地域と一緒にがんばろう

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



基本的な考え方 

● 環境保全の支障の防止を図る必要があるネガティブゾーンの整理→基準としてとりまとめ (R6.3)

● 岩手県環境基本条例第17条に基づく公害防止及び自然環境保全の支障の防止等のための措置

- ・ 県は、岩手県環境基本条例第17条の規定に基づき、**公害の防止**を図るためその原因となる行為に対し、自然環境の保全を図るため**自然環境の保全に支障**を及ぼすおそれがある行為及び絶滅のおそれがある**野生動植物の種の保存**に関し、**規制その他の措置**を講ずることとしている。
- ・ 地域の実情に応じた環境保全への適正な配慮を確保するため、公害の防止、自然環境の保全や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全への支障の有無など**事業計画段階における立地選定の妥当性を判断する指標・基準**を策定した。

● 環境影響評価における整合性の検討

- ・ **計画段階配慮事項の評価**は、地方公共団体によって環境要素に関する**環境の保全の観点からの基準又は目標**が定められている場合は、これらとの**整合性が図られているか否かについても可能な限り検討**する必要がある。
- ・ また、**環境影響の評価**は、地方公共団体によって環境要素に関する**環境の保全の観点からの基準又は目標**が定められている場合は、これらとの**整合性が図られているか否かについても検討**する必要がある。
- ・ 事業者においては、事業計画と本基準との整合性について、計画段階配慮事項の検討においては可能な限り、環境影響評価においては必須のものとして検討することに留意する必要がある。

「岩手県環境基本条例（平成10年条例第22号）」

第17条 県は、公害の防止を図るため、その原因となる行為に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、規制その他の必要な措置を講じなければならない。

「発電所アクセス省令（平成10年通商産業省令第54号）」

第9条（計画段階配慮事項に関する評価の手法の選定の留意事項）


三 前二号の場合（構造等に関する複数案が設定されていない場合）において、国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかをできる限り検討すること。

第26条（環境影響評価の評価の手法の選定の留意事項）

二 国又は関係地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標との調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



基準の考え方 

項目	考え方
基準を作成する環境要素	立地選定の適正化を図る観点から、環境保全上、 立地場所の選定が特に重要な環境要素 である、 騒音、土地の安定性、鳥類（希少猛禽類）、生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場 の 5項目 とする
基準で使用する指標	計画段階で事業者が 該当の有無を容易に判別 できるよう、 環境の保全の観点 から、 法令により指定されている区域 、法令により規定されている 環境の保全に係る支障 に関し、当該 支障を及ぼすおそれがあると認められる区域として県があらかじめ定めた区域 （イヌワシ生息地及び風車からの距離）とする
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・立地による影響を避けるべきエリアは、促進区域から除外すべき又は含めることが適当でない区域に相当することから、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある区域は、促進区域に関する国・県基準に掲げられている区域・事項うち、以下の区域とする（レッドゾーン）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 温対法施行規則第5条の2第1項第1号イ、ロ、ニに掲げる区域 ② a同項第2号ロからへに掲げる区域 ② b同項第3号に掲げる環境の保全に係る支障に関し、当該支障を及ぼすおそれがあると認められる区域として県があらかじめ定めた区域（イヌワシ生息地及び風車からの距離） ③ 国立/国定公園の第2種・第3種特別地域、鳥獣保護区、県指定自然環境保全地域の特別地区、県立自然公園の特別地域、県指定生息地等保護区 ・上記以外の区域は、環境アクセスを通じて、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき区域であることから、そのうち代表的な区域を参考までに設定する（グレーゾーン）。

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



基準と促進区域に関する基準の関係

① 温対法施行規則第5条の2第1項第1号 (促進区域から除外すべき区域)		② 同項第2号、第3号 (市町村が考慮すべき区域・事項)		③ 県環境配慮基準別表3 (促進区域に含めることが適切でない区域)		
イ 原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	②a 区域	イ 国立/国定公園 (左記以外)	自然公園法	国立/国定公園の 第2種特別地域 第3種特別地域	自然公園法
ロ 国立/国定公園の 特別保護地区 第1種特別地域	自然公園法		ロ 生息地等保護区の管理 地区	種の保存法	国指定鳥獣保護区 県指定鳥獣保護区	鳥獣保護管理法
ハ 国指定鳥獣保護区の 特別保護区	鳥獣保護管理法		ハ 砂防指定地	砂防法	自然環境保全地域	自然環境保全条例
ニ 生息地等保護区の管理地 区	種の保存法		ニ 地すべり防止区域	地滑防止法	県立自然公園の 特別地域	県立自然公園条例
			ホ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	生息地等保護区	希少野生動植物保 護条例
		ヘ 保安林	森林法	風致地区	都市計画法	
		②b 事項	希少野生動植物種の生息・ 生育への支障	種の保存法	伝統的建造物群保存地 区	文化財保護法、土 地計画法
			騒音その他生活環境への支 障		文化的景観 (ほか)	文化財保護法 (ほか)

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準



基準の概要

項目	内容
名称	風力発電事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項に関する岩手県基準
目的	<ul style="list-style-type: none"> 多様な自然環境の体系的な保全及び生物の多様性の確保 (環境基本条例第10条第1号) 公害の防止及び大気、水、土壌等の汚染の防止 (同条第3号) 景観の保全及び創造、歴史的文化的環境の保全 (同条第4号)
根拠	公害の原因となる行為、自然環境の保全への支障を及ぼすおそれのある行為及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する措置 (環境基本条例第17条第1項及び第2項)
内容	風力発電所の設置の工事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について、環境影響を回避すべき区域として、風力発電所の設置の工事業が環境の保全への支障を及ぼすおそれがある区域を定める。

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準

環境の保全への支障を及ぼすおそれがある区域（立地による環境影響を回避すべき区域）



風力発電所の設置の工事の事業が環境の保全への支障を及ぼすおそれがある区域

環境要素	関係法令等	区域
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	砂防法	砂防指定地
	地すべり等防止法	地すべり防止区域
	急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域
	森林法	国指定保安林、県指定保安林（除航行）
	—	住居等から1 km以内
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
	自然公園法	国立/国定公園の特別保護地区、第1種特別地域
	種の保存法	生息地等保護区の管理地区
	自然公園法	国立/国定公園の第2種特別地域、第3種特別地域
	種の保存法	生息地等保護区の監視地区
	鳥獣保護管理法	国指定鳥獣保護区（特別保護区を除く）、県指定鳥獣保護区
	自然環境保全条例	自然環境保全地域の特別地区
	県立自然公園条例	県立自然公園の特別地域
	希少野生動植物保護条例	生息地等保護区
	種の保存法	イヌワシの営巣期高利用域内

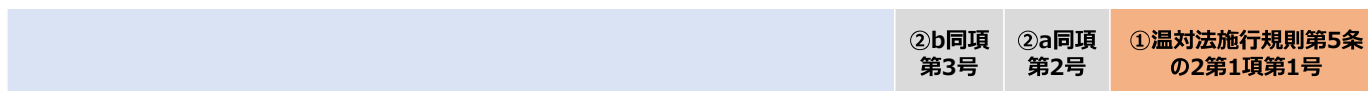
13

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準（参考資料）

ゾーニングと促進区域の関係



1 促進区域国基準



2 促進区域県基準



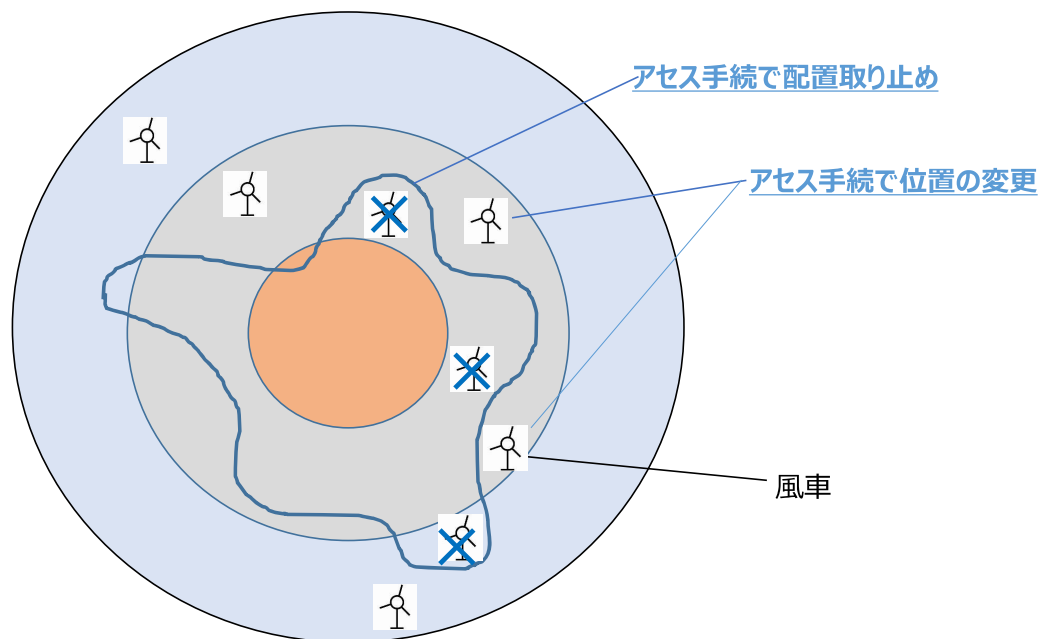
3 立地選定基準



4 促進区域



14



- ・騒音による影響に関して、促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域は設定されていないが、住居等からの距離による基準を設定する。
- ・導入予定機種種のシミュレーション結果による特例及び現地調査結果による特例を設けてはどうか。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	・ 保全対象施設や住宅から1km以内
グレーゾーン	・ 保全対象施設や住宅から 2 km 以内 ・ 保全対象施設や住宅から 1 km 以内（騒音レベルのシミュレーション結果が35dB未満の場合に限る） ・ 保全対象施設や住宅から 1 km 以内（残留騒音 + 5 dB を下回る場合に限る） など

【レッドゾーン】

・促進区域に関する岩手県基準では、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、**保全対象施設及び住居からの距離を1km程度確保**するとされており、**住居等から1km以内は避けるべきエリア**と考えられる。

【グレーゾーン】


・過去の事例では、**住居等から2km程度の離隔距離を確保**することで、距離減衰最小時の騒音レベルが、**わずらわしさ（アノイアンス）が増加する傾向があるとされる35～40dBを下回り**、風車による影響が回避又は低減されていると考えられる。

・距離による基準を満たしていない場合でも、**導入予定機種種のスペックが決まっている場合に適合可能となる**、シミュレーション結果で**35dBを下回っている場合は、グレーゾーンとして扱ってもいいのではないか。**

・距離やシミュレーションによる基準を満たしていない場合でも、**実地調査により残留騒音を測定し風車の騒音の寄与を予測**することで住宅における騒音レベルが**残留騒音 + 5dBを超えない場合は、グレーゾーンとして扱ってもいいのではないか。**

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準（参考資料）



土地の安定性 

- ・促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域をレッドゾーンとする。
- ・環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき区域をイエローゾーンとする。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地（砂防法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法） ・保安林（森林法）
グレーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法） ・山地災害危険地区（林野庁） ・土砂災害危険箇所（国交省） ・土砂災害警戒区域（土砂災害防止法） ・土砂災害が発生する恐れのある箇所（岩手県）など

【グレーゾーン】

・「土砂災害が発生する恐れがある箇所」は、法的規制はないものの、**土砂災害警戒区域に指定されていないエリア**においても**豪雨時に土砂災害による人的被害が生じている**ことから、環境アセスを通じて環境影響の回避又は極力低減を検討すべきエリアと考えられる。

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準（参考資料）



動物（希少猛禽類） 

- ・希少猛禽類への影響に関して、促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域は設定されていないが、環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項として、市町村は特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置を示すとされているものの、希少種等の生息状況は公表されていない。
- ・本県の地域特性を踏まえ、重要種のうち知見の蓄積があるイヌワシの生息地について、「猛禽類保護の進め方」（2012年環境省）も参照し、バードストライクや生息及び繁殖に与えるインパクトに応じ、行動圏を2段階にゾーニングしてはどうか。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	・イヌワシの重要な生息地（営巣中心域、営巣期高利用域）
グレーゾーン	・イヌワシの生息地（非営巣期高利用機、採食地）など

【行動圏のゾーニング】

➢ 営巣中心域、営巣期高利用域

・生息つがいの急激な減少、繁殖成功率の大幅な低下、疎開地の周辺や上空を飛行しながら餌を探す生態的な特徴を踏まえると、営巣中心域及び営巣期高利用域内は**バードストライクや生息及び繁殖に与える影響のおそれが高く、原則立地を避けるべきエリア**との考え方がある。

➢ 非営巣期高利用域、採食地

・「猛禽類保護の進め方」（2012年環境省）によると、**非営巣期高利用域は、イヌワシの周年の生活にとって重要な区域であり、長期にわたる環境改変範囲の拡大はその後の生息に支障を及ぼすおそれ大きいことから、将来にわたり採食場所が確保できるような環境の維持・保全**を図るとされており、環境アセスを通じて環境影響の回避又は極力低減を検討すべきエリアと考えられる。

・また、**採食地**は、イヌワシの生息と繁殖にとって欠くことのできない重要な区域であり、**自然由来の環境の改変は避ける必要がある**。人為由来の環境についてもイヌワシの利用が認められる間の改変は避けるべきである。獲物の供給源としての自然の草地や低木疎林、落葉広葉樹林がその行動圏に広く存在することも重要である。このため、**開発に当たっては自然植生の改変をできるだけ回避**するとされており、環境アセスを通じて環境影響の回避又は極力低減を検討すべきエリアと考えられる。

【指標の考え方】

・**ヘアごとに把握された営巣中心域及び営巣期高利用域を特定しマップ化**を検討（1kmメッシュを想定）※「猛禽類保護の進め方」では**営巣地から2.0km以内と整理**

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準（参考資料）



生態系

- ・促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域をレッドゾーンとする。
- ・環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき区域をイエローゾーンとする。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域（自然環境保全法） ・自然環境保全地域特別地区（自然環境保全条例） ・国立/国定/県立自然公園の特別地域（公園法・条例） ・国指定・県指定鳥獣保護区（鳥獣保護管理法） ・生息地等保護区（種の保存法、希少動植物保護条例）
グレーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・カモンカ保護区（昭和54年三庁合意） ・河川区域（河川法）、海岸保全区域（海岸法） ・農用地区域内の農地、甲種農地（農振法、農地法） ・植生自然度の高い地域（環境省）、特定植物群落（環境省） ・自然再生の対象となる区域（国土交通省） ・生物多様性保全上重要な里地里山（環境省） ・重要湿地（環境省） ・緑の回廊（林野庁・岩手県） ・生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA） ・第1種農地（農地法） ・自然共生サイト（環境省）など

【グレーゾーン】

- ・自然共生サイトは、法的規制はないものの、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として認定される区域であり、環境アセスを通じて環境影響の回避又は極力低減を検討すべきエリアと考えられる。

19

2. 陸上風力発電所の立地選定に関する基準（参考資料）



景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- ・促進区域に含まれない又は含めることが適切でない区域をレッドゾーンとする。
- ・環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき区域をイエローゾーンとする。
- ・レッドゾーンの外側で環境影響が想定される範囲は、アセス手続で影響を回避又は極力低減すべきエリアとなる。

ゾーニング	基準
レッドゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定/県立自然公園の特別地域（公園法・条例）
グレーゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・国立/国定公園、県立自然公園の利用施設に位置付けられている眺望点（公園法・条例） ・長距離自然歩道（環境省・岩手県） ・世界遺産における眺望点（遺産条約） ・国立・国定公園の普通地域（自然公園法）、県立自然公園区域の普通地域（自然公園条例） ・周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法） ・風致地区（都市計画法） ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法、都計法） ・文化的景観（文化財保護法、景観法） ・史跡名勝天然記念物（文化財保護法） ・県指定史跡名勝天然記念物（文化財保護条例） ・市町村指定史跡名勝天然記念物（市町村条例） ・歴史的風致維持向上計画で定める重点地域（歴史まちづくり法） ・世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯（遺産条約） ・自然共生サイト（環境省）など

【グレーゾーン】

- ・自然共生サイトは、法的規制はないものの、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域として認定される区域であり、風致の保全にも資する区域であることから、環境アセスを通じて環境影響の回避又は極力低減を検討すべきエリアと考えられる。

20

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法

基本的な考え方



● 過去の審査会や知事意見の指摘内容を整理・分析→国の新し引きとの関係を整理→指針としてとりまとめ（R6.3）

● 地域の環境特性を踏まえ必要な評価手法等を整理

- ・ 陸上風力発電所の環境アセス手続を通じて、これまで**多くの審査実績が蓄積**されており、**過去の審査会や知事意見の指摘内容を整理**し、発電所アセスの手引き（改訂版）との整合を図りながら、環境影響評価の実施に当たって本県の**地域特性を踏まえて配慮すべき事項としてとりまとめた**。
- ・ **現行制度における参考項目・参考手法の枠内に限定せず**、参考項目以外の環境要素や環境要因、参考手法以外の評価手法等についても、地域特性を踏まえ取り上げた。参考項目は絶対視されるべきものではなく、そもそも**環境影響が想定される項目は参考項目以外についても選定するもの**であり、参考手法についても同様であることに留意が必要である。

● 評価の目的を踏まえた項目及び手法を選定

- ・ 環境影響評価における**調査・予測・評価を効果的かつ合理的に行う**ためには、環境影響評価の各プロセスにおいて行われる**作業の目的を常に明確にしておく**ことが必要である。
- ・ 調査及び予測は評価を行うために行うものであることから、**調査・予測・評価の手法の検討**では、実際の環境影響評価における作業の流れとは逆に、**評価手法の検討→予測手法の検討→調査手法の検討の順に検討を進める**必要がある。
- ・ 調査・予測・評価の関係について十分な検討が行われないと、不必要な調査が行われることとなったり、調査不足により追加的な調査が必要となったりするおそれがある。
- ・ 項目及び手法の選定は、個別事業の事業特性や地域特性を踏まえて検討することが重要である。

● 今後の環境影響評価制度の見直しや知見の充実を踏えた、適切な環境影響評価を実施

- ・ 記載の配慮事項は、**経済産業省が作成している方法書・準備書のチェックリストを補完する本県独自のチェックリストとして整理**した。事業者においては、環境影響評価の充実が図られるよう、今後、**図書の作成に当たっては、その内容が本県の審査会や知事意見において従来一般的によくなされている指摘内容に対応しているかを、チェックリストを用いて自ら確認**いただきたい。
- ・ 審査会の運営を円滑に行うため、事業者自らが**確認結果を記載したチェックリストについて、図書の届出時に環境保全課へ提出**願いたい。その際、経済産業省のチェックリストに確認結果を記載したものの写しについても提出願いたい。なお、チェックリストの提出は、令和6年●月●日以降に届け出られる図書を対象とする。
- ・ なお、今後の環境影響評価制度の見直しや国内外における環境影響評価の知見等を踏まえて、適宜、本指針を見直す。事業者においては、本指針の趣旨を踏まえ、適時、最新の科学的知見を踏まえて、本県の地域特性を考慮した評価項目及び手法の選定を行うことに留意する必要がある。

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 大気環境：騒音

騒音：工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働



項目	内容
想定される環境影響	①建築物、工作物等の建築工事に必要な 資材の搬出入 、 工事関係者の通勤 、残土、伐採樹林、廃材の搬出に用いる 自動車の運行 、②建築物、工作物等の 設置工事 、③施設の 稼働 により、騒音が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる騒音に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に把握する。 ・予測結果が環境基準に適合しているかの観点のみに留まらず、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に向けて、事業による影響の回避・低減を図られているかを把握する。
評価・予測・調査手法	<p>【評価手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準との整合性により影響の評価を行う場合は、当該地域の環境状況等を踏まえ、比較するに適切な環境基準であるかなど環境基準の準用及びその際の地域類型の当てはめの妥当性を説明する。 ・騒音に係る環境基準の類型があてはめられていない地域において環境基準を準用する場合は、現状で満たしている環境基準値の中で、最も厳しい基準値の地域類型をあてはめる。 ・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを評価する。 ・騒音規制法第17条第1項による自動車騒音の限度（要請限度）を評価の基準とすることは同項の規定の趣旨から不適切であることに留意する。 ・「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」（WHO欧州事務局、2018年）に基づき、騒音による平均的な暴露量を踏まえた評価を行う。 ・風力発電機の稼働により睡眠障害のリスク上昇が認められた報告（「風力発電による超低周波音・騒音の健康影響に関する疫学調査」（日本音響学会誌74巻5号、2018年））があることを踏まえた騒音の評価を行う。

23

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 大気環境：騒音

騒音：工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働、施設の稼働



項目	内容
評価・予測・調査手法（続き）	<p>【評価手法】（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を評価する。 <p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り勾配などの地形条件を踏まえ、通行車両から放出される音響エネルギーが最大となると考えられる地点で予測する。 ・工事による騒音レベルの予測は環境基準における昼間の時間帯（6時～22時）のみではなく、工事時間帯（昼休憩時間を除く）に限定した予測も行う。 ・騒音による住民への影響を重視する観点から、工事の実施による騒音レベルの増加分がどの程度かを予測する。 ・建設機械の稼働による騒音について、5%時間率騒音レベルの予測も行う。 ・周囲の風力発電事業（既設及び計画）との累積的な影響を予測する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレード等の輸送に際し積み替えが計画されている場合は、積替地点の100m以内に民家等があれば、建設機械の稼働による影響評価を行うよう調査地点を選定する。

24

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 水環境：水質



水の濁り：建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響



項目	内容
想定される環境影響	①建築物、工作物等の設置工事、②樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地により、水の濁りが生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・予測に当たっては、沈砂池等からの排水が到達する小川、沢、湿地、湧水における影響、沈砂池の機能低下時等のリスクを考慮した影響程度を把握する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる濁水に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	<p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濁水が河川等の調査地点に到達するまでに小川や沢、湿地、湧水に到達する可能性がある場合は、流出水の流量及びSS濃度、小川等に流入した場合のSS濃度を予測する。 ・平水時の河川のSS濃度及び流量を想定し、降雨時の沈砂池排水が流出した場合の影響を予測する。 ・水の濁りの予測条件である濁水の浮遊物質濃度の設定の値を記載する。 ・水の濁りの予測条件である流出係数の値を記載する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水その他の取水地点や漁場等の位置を調査する。 ・調査地点について、支流や利水状況を考慮し、事業による影響が特に大きくなるおそれのある地点、水道用水その他の取水地点や漁場等主に水域利用の観点から重要な地点、道路工事に係る水の濁りの影響が生じるおそれのある地点についても選定する。 ・沈砂池排水口から河川に向けた流線（流下経路）を把握し、流線上に小川や沢、湿地、湧水が存在しないか調査する。 ・沈砂池からの排水が河川に到達する可能性を把握するため、改変区域図に河川、小川、沢、湿地、湧水の位置を示す。

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 動物



重要な動物種及び注目すべき生息地：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所、③風力発電所の運転により、学術上又は希少性の観点から重要な種及び生息地並びに地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に当たっては、重要な動物種等や重要な環境類型区分、注目種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定する。 ・予測に当たっては、個体や個体群、群落の消失など直接的な影響だけでなく、日照、湿度、騒音・振動の発生、水質、人の活動の拡大などの変化が生息・生育環境に影響を及ぼし、動植物種等の生理的状態や行動、生育状況が徐々に変化するという間接的な影響も予測する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる動物種等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法（共通）	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機の大規模化に伴う搬入路の道路拡幅による環境影響を踏まえ、動植物相の現地調査において、搬入路周辺の小河川に生息・生育する動植物の生育・生息環境を網羅するよう調査地点、調査区又は経路を設定する。 ・動物の調査方法（トラップ設置箇所の選定基準、予定している調査努力量等）を具体的に記載する。

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 動物

重要な動物種及び注目すべき生息地：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働



項目	内容
評価・予測・調査手法 (鳥類)	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なわばり記図法による調査を実施する場合は、代表的植生又はその林縁に100mおきに数か所の定点を設置し、10分間立ち止まって半径50m内のすべての出現種を飛行高度、飛行トレースとともに記録し、定点ごとに時刻を変えて数回行う。 ・任意観察や定点観察を補完するため夜間～早朝の自動録音調査を実施する。 ・渡り鳥（小鳥）調査を行う場合は、衝突確率を求めため帯状区画（100m×500m）で観察する。 ・希少猛禽類の調査地点からの可視範囲図を示す。 ・事業実施区域周辺にイヌワシの生息が確認されている場合は、周辺30km圏の牧草地の分布図を示す。 ・イヌワシの調査においては、繁殖成功した1シーズンを含む2シーズン以上の営巣期及び非営巣期にわたり、2年以上実施する。 ・希少猛禽類に関する地域特性を把握するため、地域の自然環境に詳しい研究者等にヒアリングを実施し、その結果を記載する。
評価・予測・調査手法（コウモリ）	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声記録型のバットデテクターによる長期モニタリング（地上高、ブレード高さ）を実施する。 ・カットイン風速の変更やフェザリング等の環境保全措置を検討する際に有益な情報として、コウモリが確認されたときの風速・風向、天気、月齢を合わせて記録する。 ・天候や月齢に左右されるコウモリの活動を踏まえ、1季につき3晩程度、冬季以外の3季に調査を実施する。 ・航空の飛翔実態を把握するため、LEDライトの照射による高空飛翔調査を実施する。
評価・予測・調査手法 (魚類、底生動物)	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる生物の生態や地域特性を考慮して、生息状況の季節変動を把握できるように生息種等の確認が得られる活動時期を調査期間に設定する。

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 動物

重要な動物種及び注目すべき生息地：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用、施設の稼働



項目	内容
評価・予測・調査手法 (昆虫)	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月初旬から7月初旬の短期間に出現する昆虫の生息状況を把握するため、陸生昆虫の一般採集調査は春、夏、秋に加え、初夏にも実施する。 ・ヒメボタルの発光及び飛翔は天候状況に左右されるため、ヒメボタルの夜間調査を実施する場合は、調査期間中に少なくとも3回程度実施し、調査時の気温、湿度、風速などの気象状況も記録する。

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 植物

重要な**植物種**及び**植物群落**：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、学術上又は希少性の観点から重要な種及び群落への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に当たっては、重要な植物種等や重要な植物群落種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定する。 ・予測に当たっては、個体や個体群、群落の消失など直接的な影響だけでなく、日照、湿度、騒音・振動の発生、水質、人の活動の拡大などの変化が生息・生育環境に影響を及ぼし、動植物種等の生理的状態や行動、生育状況が徐々に変化するという間接的な影響も予測する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる植物種等に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査結果の妥当性を検討するため、食物相の抽出キーワードを記載する。 ・植物相の調査ルートは、森林内の林床、河床、池沼・湿地、崖地などの特殊な環境を網羅するよう設定する。 ・植物相の調査は植物の生育・成長が顕著な時期を中心に、種により出現時期や同定に適した開花期、結実期等が異なることを考慮して、十分な回数行う。 ・植生自然度9または岩手県自然環境保全指針Aとされている場所を改変する計画の場合は、植物社会学的植生調査の他に、該当する改変区域の林相が明らかになるような森林生態学的データ（高木層の種組成と胸高直径階分布）を把握する。

29

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 生態系

地域を特徴づける**生態系**：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の使用



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、地域を特徴づける生態系への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に当たっては、重要な動植物種等や重要な環境類型区分、注目種等が維持されるかどうかを考慮した評価を行うために必要な精度が確保されるよう、重要種等の生態特性、事業特性、地域特性を勘案した手法を選定する。 ・予測に当たっては、事業が基盤的な環境に及ぼす影響を予測し、影響が及ぶ可能性のある動植物種・群落等やその相互の関係の変化を概括的に幅広く把握する。 ・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる生態系に対して、採用した環境保全措置を実施することにより、予測された影響を回避又は極力低減できるか否かについて、可能な限り定量的に評価する。
評価・予測・調査手法	<p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤的な環境と動植物種との関係を踏まえ、気象、地形、土壌、地質、水文環境、湧水・伏流水の状況、河川等における水深・水温・水質・底質環境・流速等を調査する。 ・水域生態系を含む生食連鎖や腐食連鎖等を通じたカスケード効果について食物連鎖図で整理する。
評価・予測・調査手法 (鳥類)	<p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシの餌資源調査では、風力発電機から500mの範囲を猛禽類が回避して利用しなくなる範囲として予測する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシの餌動物調査では、狩場として好み実際に狩り行動頻度が高い大規模跡地や大規模草地に調査地点を選定する。 ・イヌワシの個体識別による行動圏の内部構造を把握する。

30

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 景観

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観：工事用資材等の搬出入、地形改変及び施設の存在



項目	内容
想定される環境影響	①建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹林、廃材の搬出に用いる自動車の運行、②地形改変等を実施し建設された風力発電所により、眺望資源、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所、当該場所から景観資源を眺望する景観への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	・評価に当たっては、環境保全措置の対象となる 主要な眺望景観等 に対して、 採用した環境保全措置を実施 することにより、予測された 影響を回避又は極力低減できるか否か について、 可能な限り定量的に評価 する。
評価・予測・調査手法	<p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォトモンタージュは紙面では風車が小さく見えるため、スクリーン投影により大きさを考慮する。 ・巨大かつ垂直な人工物に視野が誘導されることを考慮し、60°より広い120°の視野角で予測する。 ・価値認識の対象及び指標に着目して感覚的な変化を可能な限り客観的かつ定量的に予測する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望景観への影響は広域にわたることを踏まえ景観資源を調査する。 ・各景観資源の視野可能域及び視野可能域内の眺望点の分布状況を把握する。 ・眺望点からの眺めを把握し、眺望方向に事業実施区域又は事業により出現する工作物が含まれる可能性があるかを把握する。 ・眺望景観の利用及び眺めの状態を把握し、眺望景観の価値認識の対象及び指標を選定する。 ・予測・評価の対象とした眺望景観について、選定した指標を用いて、眺望景観ごとに必要なアンケート等の調査を行う。

31

3. 陸上風力発電所の環境影響評価の項目及び手法 人と自然との触れ合いの活動の場

主要な人と自然との触れ合いの活動の場：造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働



項目	内容
想定される環境影響	①樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地、②地形改変等を実施し建設された風力発電所、③風力発電所の運転により、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じることが想定される。
環境影響評価のポイント	評価に当たっては、環境保全措置の対象となる 触れ合い活動の場の活動特性 及び 触れ合い活動の場へのアクセス特性 等に対して、 採用した環境保全措置を実施 することにより、予測された 影響を回避又は極力低減できるか否か について、 可能な限り定量的に評価 する。
評価・予測・調査手法	<p>【予測手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う騒音や景観変化により触れ合い活動を支える場の状態が変化する可能性を予測する。 <p>【調査手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バードウォッチングにおける静けさなど人と自然との触れ合いの活動を支えている場の状態を調査する。

32

4. 陸上風力発電事業の事後調査

4 事後調査

関係法令における事後調査の規定



● 他県の法アセス事業における事後調査手続を整理・分析→指針作成に向けた論定整理→指針としてとりまとめ (R6.3)

	一般的な事業(環境影響評価法)	発電所事業 (電気事業法)
報告書の作成	環境保全措置等に係る報告書を作成(第38条の2)	(規定なし)
報告書の送付	報告書を評価書を送付したものに送付し、公表(第38条の3第1項)	送付は適用除外
環境大臣意見	環境大臣は報告書について環境の保全の見地からの意見を述べる(第38条の4)	適用除外
免許権者意見	免許権者は環境大臣意見を勘案し報告書について環境の保全の見地からの意見を述べる(第38条の5)	適用除外

【報告書の記載事項】

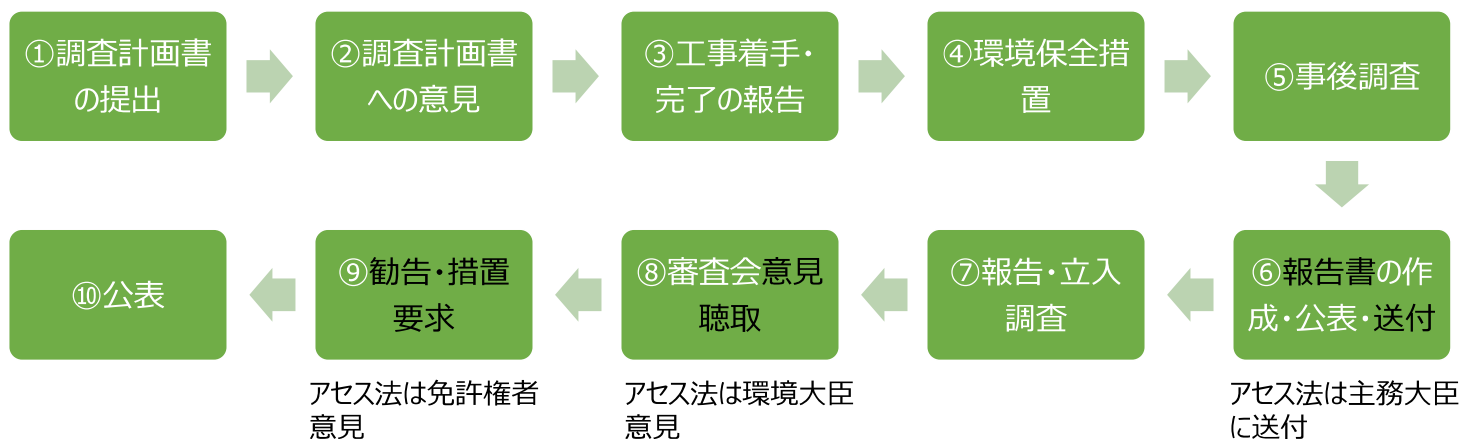
- ①環境保全措置 (環境保全の効果が不確実な措置→希少動植物の生息・生育環境の保全、保護のための措置等)
- ②環境保全措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合は、当該環境の状況の把握のための措置 (事後調査)
- ③②により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置

【発電所特例】

・電気事業法第47条第3項により、工事計画が環境影響評価書に従っていることが認可の条件とされていることから、環境影響評価法における報告書の送付以降の一連の手続は省略される。



- 先進県の一般的な事後調査手順の手順（環境影響評価条例における事後調査手順を法対象事業にも適用）
- 電気事業法によるアセス法の適用除外部分（黒字）に加え、その前後のプロセスに係る手続きも付加



「（仮称）環境保全措置及び事後調査の実施及び報告等に関する指針」

主な項目	概要	他県の例
1. 調査計画書の提出（前頁①）	事業者は、工事に着手した場合に事後調査の項目、手法及び場所その他の必要な事項を記載した計画書を作成し、県に提出	和歌山・長崎
2. 調査計画書への意見（②）	県は、必要があると認めるときは、審査会の意見を勘案して、計画書について環境保全の見地からの考えを述べる	静岡
3. 工事着手届・完了の連絡（③）	事業者は、工事着手時及び工事完了時にその旨を県に連絡	和歌山・長崎
4. 報告書の送付（⑥）	事業者は、報告書を公表する場合は当該報告書を県に送付	和歌山・長崎
5. 報告・立入調査（⑦）	県は、必要があると認めるときは、対象事業の実施状況について報告又は資料の提出、対象事業実施区域の現地調査への協力を求める	和歌山・長崎
6. 意見聴取（⑧）	県は、必要があると認めるときは、審査会の意見を勘案して環境の保全について必要な措置を講ずることを求める	和歌山・長崎
7. 措置の求め（⑨）		
8. 措置の求めの公表（⑩）	県は措置を講ずるよう求めたときは、準備書知事意見に準じて公表する	長野
9. 検討条項	指針への対応状況を踏まえ、条例改正も視野に入れた制度的対応を検討	

⇒事後調査の実施における留意事項等は別途整理

4 事後調査（参考）

他県の状況：北海道・東北各県条例における法対象事業への適用状況



	規定の有無	①調査計画書の提出	②調査計画書への意見	③工事着手届	④報告書の提出	⑤報告・立入調査	⑥意見聴取	⑦勧告・措置要求	⑧公表
北海道	無	－	－	－	－	－		－	－
青森県	有	×	×	○	○	○	△ (必要があると認めるとき)	○	○
岩手県	無	－	－	－	－	－	－	－	－
秋田県	有	×	×	○	○	○	×	○	○
宮城県	有	×	×	×	○	×	×	×	×
山形県	有	×	×	×	○	×	×	×	×
福島県	有	×	×	×	○	×	×	×	×

37

4 事後調査（参考）

他県の状況：先進県のアセス条例における法対象事業への適用状況



	①調査計画書の提出	②調査計画書への意見	③工事着手届	④報告書の提出	⑤報告・立入調査	⑥意見聴取	⑦勧告・措置要求	⑧公表
長野県	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	△※	○	○	○	△※	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	△※	○	○ (計画書公表なし)
長崎県	○	△※	○	○	○	△※	○	○ (計画書公表なし)

※ △：できる規定

38

5. 環境影響評価図書公表及び利用

5. 環境影響評価図書の公開及び利用

権利関係の整理



●他県のアセス図書の継続公開に係る指針等の内容を整理・分析→指針作成に向けた論点整理→指針としてとりまとめ公表 (R6.3)

●権利関係について

(1)アセス図書自体の著作権について

一度行政に提出された図書は行政文書の扱いになるため、行政が継続公開すること自体は著作者 (=事業者) の許諾なしに可能 (著作権法第18条第3項「公表の同意みなし」)。

※インターネット上で継続公開するためには、別途、著作権の支分権*である「公衆送信権」における著作者の許諾が必要。

(2)希少動植物等の非公開情報の2次利用について

行政が各アセス図書の情報を集約し累積影響の評価等を行うことは、著作権法上、編集著作物のうち「データベースの著作物」を作成するという整理になる (著作権法第12条の2第2項)。その構成素材・部品として利用するためには、個々の素材 (=アセス図書記載情報) の著作者 (=事業者) の許諾が必要。



アセス学会の提言 (R5.5) では「アセス図書の情報は国民的情報資産であるゆえに著作権保護よりも公開の義務付けによる国民的利益が大きい」という考え方を示しているものの、現段階では著作権者の保護が優先されており、アセス図書の情報の (インターネットでの) 公開・利用について事業者の許諾が必要。

※著作権法には「著作権」という名称の権利は規定されておらず、複製、上演、演奏、公衆送信といったように利用形態ごとに権利が規定されており、その具体的な権利それぞれを「支分権」という。



指針のイメージ

「（仮称）環境影響評価図書の公開と希少動植物に関する情報の活用に関する指針（案）」

項目	概要	
アセス図書の公開	対象	全てのアセス図書（法・条例）、事後報告書等
	方法	岩手県ホームページ（電子データ） 行政情報（サブ）センター（紙媒体）
	期間	無期限
	著作権への留意	私的目的以外の利用をした場合は著作権法違反による罰則等があること、図書に引用著作物の記載がある場合は注意することなど
アセス図書情報の2次利用	利用情報	希少動植物に関する情報に限定
	利用範囲	岩手県の環境アセス（：希少動植物の累積影響評価のみ）の範囲に限定
上記共通	許諾	事業者が許諾書（ホームページ掲載及び情報の2次利用の可否）を提出
その他		公開を許諾する事業者の関係図書を県ホームページの手続状況一覧からリンク表示



①公開媒体_PDF加工・印刷制限の表示例（神奈川県川崎市）

339

GLP 川崎IIプロジェクトに係る
条例環境影響評価準備書

神奈川県川崎市HP 継続公開中のアセス図書
データより（閲覧日2023/12/25）

このファイルにはアクセス許可が制限されています。一部の機能にアクセスできない可能性があります。 [アクセス許可の表示](#)



② 許諾の求め方（許諾書の形態）_「公衆送信権」に限定した例（大阪府）、選択肢例（長野県）

大阪府 許諾書（「大阪府HP環境アセスメントの手続（事業者）（電子申請・電子縦覧）ページ」より）

様式 1

許 諾 書

年 月 日

大阪府知事 様

住所
氏名
（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

下記の環境影響評価図書について、**大阪府ウェブサイト上で公開することを許諾します**

「図書名」

なお、当該図書等の大阪府ウェブサイトにおける公表に係る引用著作物の許諾状況については、下記のとおりです。

引用著作物 <small>（雑誌、写真、図形等）</small>	著作権者	許諾状況 <small>（該当するものに○）</small>
		許諾・不許諾・その他 <small>（その他）</small>
		許諾・不許諾・その他 <small>（その他）</small>
		許諾・不許諾・その他 <small>（その他）</small>

地図について、国土地理院の承認を得ている場合の承認番号

測量法第29条	測量法第30条

※複製承認の場合は、複製承認書の写しを併せて提出してください。

なお、当該環境影響評価図書のウェブ上のファイルの印刷・ダウンロードについては、
 同意します 同意しません

長野県 許諾書（「長野県環境影響評価図書の公表等に関する規定」より）

環境影響評価図書の公表に係る許諾書

年 月 日

長野県知事 様

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

環境影響評価図書のインターネットの利用による公表について、次のとおり許諾します。

1 環境影響評価図書の名称

2 許諾状況
 (1) 全て許諾
 (2) 一部許諾

不許諾部分	著作権者	不許諾理由



③ 第三者権利（引用著作物）への配慮_国土地理院のクレジット表示例（過去提出アセス図書）

（「盛岡築川風力発電事業方法書（株）タカ・クリエイト」）、「グリーンパワー稲庭田子風力発電事業評価書（合同会社グリーンパワー稲庭田子）」より）


本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。

（「エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業準備書（一関地区広域行政組合）」より）

本書に掲載している1/300,000、1/150,000、1/100,000、1/50,000の地図は国土地理院の電子地形図（タイル）標準地図を加工して作成したものである。



神奈川県川崎市HP アセス図書継続公開ページより（閲覧日2024/1/10）

 [「長野県環境影響評価図書の公表等に関する規程」（PDF：198KB）](#)
（注）PDFファイル内の文書・写真・図などは、著作権の対象となっています。「私的利用のための複製」など、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用等を行うことはできません。

長野県HP アセス図書継続公開ページより（閲覧日2024/1/10）

※  [「長野県環境影響評価図書の公表等に関する規程」（PDF：198KB）](#)に基づき縦覧を行っておりますが、手続きが終了したのものについても随時閲覧できますので、環境政策課環境審査係まで御相談ください。

※環境影響評価図書の著作権は、事業者が所有しています。

「私的利用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、他のホームページへの掲載などを行うと、著作権法違反になりますので、十分にご注意ください。

第2種事業の判定に係る 課題と対応の方向について

岩手県環境生活部環境保全課

1

第2種事業の課題と対応の方向

課題と対応の方向



● 第2種事業の判定手続の運用を通じ明らかになった課題を整理・分析→ガイドラインとしてとりまとめ公表（R6.3）

課題	対応の方向
①事業概要書の記載事項が不明確 <ul style="list-style-type: none"> ・第2種事業の実施事業者から事業概要書の書き方の問い合わせが多い。 ・事業概要書は公開されない資料のため事業者が参考にできるものが少ない。 ・アセスに準じたフルスペックの評価が必要との誤解から負担感を訴える声がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業概要書に記載すべき項目、内容、留意事項、添付資料の種類等を整理し、周知する。
②判定基準が抽象的で分かりにくい <ul style="list-style-type: none"> ・判定基準は公表しているが、規定の趣旨や具体的な内容などが示されていない。 ・地域特性を把握する範囲である「第2種事業が実施されるべき区域及びその周囲」の「周囲」が具体的に示されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 判定基準の逐条解説を整理し、周知する。 ➢ 「周囲」については、環境影響評価手続において検討される「環境影響を受けるおそれがあると認められる地域」等との整合を踏まえ、その考え方を整理する。

環境影響評価手続の実施状況等について

1 法及び条例に基づく環境影響評価手続の実施状況（令和6年1月5日現在）

	手続実施	手続中	手続終了	知事意見	配慮書	方法書	準備書
1. 道路	5	1	4	7		4	3
2. 河川	2	1	1	4		3	1
3. 鉄道							
4. 空港							
5. 発送電							
火力	4	1	3	4		3	1
風力※	37	32	5	60	29	18	13
太陽光	1	1		<u>1</u>		<u>1</u>	
その他※	3		3	8	2	3	3
6. 廃棄物	12	1	11	19		10	9
7. 公有水面							
8. 区画整理	1		1	2		1	1
9. 新住宅							
10. 新都市							
11. 流通団地							
12. 宅地造成							
13. レク施設	1		1	1		1	
14. 砂利採取							
15. 鉱物採掘	1		1	2		1	1
16. ばい煙							
17. 終末処理	2		2				
18. 畜産農業							
19. 建築物	14		<u>14</u>	4		2	2
20. その他							
合計	83	37	<u>46</u>	<u>112</u>	31	<u>47</u>	34

2 風力発電所の環境影響評価手続の実施状況（令和6年1月5日現在）

（届出順）

No.	事業名	実施場所	規模	区分	事業(手続)主体	配慮書	方法書	準備書	評価書	運転開始	備考
1	鹿角・上沼風力発電事業	秋田県鹿角	50,600	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	2014年8月	2015年1月				
2	住田遠野風力発電事業(住田遠野ウインドファーム)	遠野、住田	99,750	法1種	合同会社グリーンパワー住田遠野	2014年10月	2015年2月	2016年5月	2020年3月	2023年5月	4200*27
3	葛巻ウインドファームプロジェクト	葛巻	110,400	法1種	三菱商事㈱	2015年7月	2015年12月	2016年8月			
4	折爪岳南(Ⅱ期地区)風力発電事業	九戸、一戸、葛巻	125,800	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年7月	2016年10月				
5	折爪岳南(Ⅰ期地区)風力発電事業	二戸、一戸、九戸	46,800	法1種	合同会社JRE折爪岳南1	2015年7月	2016年2月	2017年2月	2020年1月	2023年1月	接続容量44180kW 3600*13
6	ノソウケ峠風力発電事業	軽米、洋野	30,000	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2015年8月					
7	グリーンパワー稲庭田子風力発電事業	二戸、八幡平、青森県田子	115,600	法1種	合同会社グリーンパワー稲庭田子	2015年8月	2016年3月	2017年3月	2023年8月		
8	稲庭風力発電事業	二戸、八幡平	134,400	法1種	稲庭ウインド合同会社	2015年11月	2021年9月	2023年4月			
9	高森荷平風力発電事業	二戸	69,000	法1種	日立造船㈱	2016年7月					
10	稲庭岳風力発電事業	二戸	180,000	法1種	日立造船㈱	2016年9月					
11	洋野風力発電事業	洋野	128,000	法1種	洋野風力開発㈱	2016年10月	2017年3月	2022年8月			
12	田野畑風力発電事業	岩泉、田野畑、普代	90,000	法1種	日本風力開発㈱	2016年12月	2017年5月				
13	袖山高原ウインドファーム事業	久慈、葛巻、岩泉	150,000	法1種	エコ・パワー㈱	2016年12月					
14	SGET岩泉ウインドファーム	宮古、岩泉	46,000	法1種	SGET岩泉ウインドファーム合同会社	2017年1月	2017年7月	2019年12月	2021年10月		
15	八幡平風力発電事業	八幡平	200,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2017年2月					
16	岩手銀河(1)及び(2)ウインドファーム建設事業	一関、住田	72,000	法1種	エコロジー総合研究所㈱	2017年10月					
17	岩手洋野における風力発電事業(仮称)	洋野	30,600	法1種	SBエナジー㈱	2017年11月					
18	紫波・花巻風力発電事業	花巻、紫波	60,200	法1種	電源開発㈱	2017年12月					
19	釜石広域風力発電事業更新計画	釜石、遠野、大槌	42,900	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス	2018年5月	2019年1月	2021年1月			
20	折爪岳北風力発電事業	二戸、軽米、青森県南部	95,200	法1種	ジャパン・リニューアブル・エナジー㈱	2018年7月	2016年10月				
21	岩手久慈風力発電事業	久慈、軽米、九戸	75,000	法1種	東急不動産㈱	2021年11月	2022年11月				
22	西久慈風力発電事業	久慈、九戸、葛巻、軽米	439,200	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	2022年5月					
23	一戸・稲庭風力発電事業	二戸、一戸	219,600	法1種	インベナジー・ウインド合同会社	2022年5月					
24	久慈山形風力発電事業	久慈	105,000	法1種	HSE㈱	2022年6月	2023年11月				
25	薮川地区風力発電事業	盛岡、岩泉	140,000	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント	2022年8月	2023年3月				配慮書230MW
26	宮城気仙沼風力発電事業	宮城県気仙沼	43,000	法1種	東急不動産㈱	2022年9月	2023年3月				
27	岩手大船渡陸前高田風力発電事業	大船渡、陸前高田	110,000	法1種	東急不動産㈱	2022年10月					
28	小軽米風力発電事業	軽米、洋野	150,000	法1種	HSE㈱	2022年11月					
29	盛岡薮川風力発電事業	盛岡	168,000	法1種	㈱レノバ	2022年12月					
30	高森高原風力発電事業	一戸	25,300	法1種	岩手県企業局		2013年3月	2015年2月	2015年10月	2018年1月	2300*11
31	住田ウインドファーム事業	住田、一関、陸前高田、奥州	165,000	法1種	エコ・パワー㈱		2013年3月				
32	岩手九戸風力発電事業	洋野、軽米	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年3月				
33	姫神ウインドパーク事業	盛岡、岩手	18,000	法1種	エコ・パワー㈱			2012年7月	2015年10月	2019年4月	実施要綱アセス 2000*9
34	新葛巻風力発電事業・葛巻風力発電事業(くずまき第二風力発電所)	葛巻、岩泉	67,000	法1種	電源開発㈱			2015年4月	2016年2月	2020年12月	2000*16 2100*6
35	釜石広域風力発電事業拡張計画	遠野、釜石、大槌	114,000	法1種	㈱ユーラスエナジーホールディングス			2015年2月			
36	宮古岩泉風力発電事業	宮古、岩泉	199,500	法1種	㈱グリーンパワーインベストメント			2015年7月			
37	盛岡築川風力発電事業	盛岡、宮古	46,200	法2種	㈱タカ・クリエイト		2023年9月				
合計			37 事業			13	11	6	2	5	
			4,008,250 kW			1,878,600	982,000	729,200	161,600	256,850	
県内計			35 事業			13	9	6	2	5	
			3,934,650 kW			1,878,450	888,400	729,200	161,600	256,850	
			電力量 kWh(百万)			4,114	1,948	1,597	364	563	
			累計出力 kW			3,914,500	2,036,050	1,147,650	418,450	256,850	
			累計電力量 kWh(百万)			8,573	4,459	2,513	916	563	

※詳細は県ホームページ参照。なお、「電力量」は届出上の出力をもとに機械的に算定したものの。

※非公開